令和３年11月５日

病院長・診療所長各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
病院診療所担当理事　三松　興道

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱及び令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱の改正について

標記の件につきまして神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会
会長　菊岡正和
（公印省略）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(医療分)交付要綱及び令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱の改正について

時下　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして神奈川県健康医療局長より別添のとおり通知が参りました。

本件は、神奈川県における新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止や医療提供体制の整備等を促進するため、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱及び令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱を制定しておりましたが、この度、改正された旨をお知らせするものになります。

つきましては、貴会におかれましても本件ご了知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、神奈川県より神奈川モデル認定医療機関及び発熱診療等医療機関につきましては個別にご連絡していることを申し添え致します。

○ 標記要綱の主な改正箇所

実施期間：(旧) 令和３年４月１日から令和３年９月30日まで

↓

(新) 令和３年４月１日から令和３年12月31日まで

事務担当：病院診療所支援課　佐藤
〒231-0037
横浜市中区富士見町３－１
TEL：045-241-7000　FAX：045-241-1464

医危第 2275 号
令和３年10月27日

神奈川県医師会長　　様
神奈川県病院協会長　様

神奈川県健康医療局長
（公印省略）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱及び令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱の改正について（通知）

本県の健康医療行政につきまして、日頃より御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県における新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止や医療提供体制の整備等を促進するため、別添のとおり、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱及び令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱を改正しましたのでお知らせします。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知いただきたくお願い申し上げます。

なお、神奈川モデル認定医療機関及び発熱診療等医療機関につきましては、本県から個別にご連絡しておりますことを申し添えます。

≪別添資料≫
- 令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱等一式
- 令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱等一式
- 令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の申請について（医療機関向け）
- 【参考】医療機関あて通知

問合せ先
医療危機対策本部室　調整グループ交付金担当
電　話　　045-285-0646
電子メール　iryoukiki.chousei.7c7n@pref.kanagawa.jp

神医受
第 2553 号
3.10.28
神奈川県医師会

医危第 2275 号
令和３年 10 月 27 日

県内関係医療機関管理者　様

神奈川県健康医療局長
（公印省略）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱及び令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱の改正について（通知）

本県の健康医療行政につきまして、日頃より御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県における新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止や医療提供体制の整備等を促進するため、別添のとおり、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱及び令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱を改正しましたのでお知らせします。

つきましては、この交付制度の活用を希望される医療機関にあっては、申請書等を提出くださるようお願いいたします。

≪別添資料≫
- 令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱等一式
- 令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱等一式
- 令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の申請について（医療機関向け）

問合せ先
医療危機対策本部室　調整グループ交付金担当
電　話　　045-285-0646
電子メール　iryoukiki.chousei.7c7n@pref.kanagawa.jp

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱　新旧対照表

新	旧
令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業 補助金（医療分）交付要綱 第１条（略） （補助の対象） 第２条　補助の対象とする事業は、令和３年 10 月１日医政発１００１号第１９号・健発１００１第６号、薬生発１００１第４号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長連名通知の別紙「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に基づき、別表１の第１欄に定める事業区分ごとに第２欄に定める実施者が行う事業のうち、第３条に定める事業実施計画に記載されたものとする。 第３条～第 17 条（略） （実施期間） 第 18 条　実施期間は、令和３年４月１日から令和３年 12 月 31 日までとする。 附　則 この要綱は、令和３年５月31日から施行し、令和３年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和３年 10 月 27 日から施行し、令和３年４月１日から適用する。	令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業 補助金（医療分）交付要綱 第１条（略） （補助の対象） 第２条　補助の対象とする事業は、令和３年４月 30 日医政発０４３０号第６号・健発０４３０第２号、薬生発０４３０第２号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長連名通知の別紙「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に基づき、別表１の第１欄に定める事業区分ごとに第２欄に定める実施者が行う事業のうち、第３条に定める事業実施計画に記載されたものとする。 第３条～第 17 条（略） （実施期間） 第 18 条　実施期間は、令和３年４月１日から令和３年９月 30 日までとする。 附　則 この要綱は、令和３年５月31日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる医療提供体制の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第２条　補助の対象とする事業は、令和３年10月１日医政発１００１号第19号・健発１００１第６号、薬生発１００１第４号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長連名通知の別紙「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に基づき、別表１の第１欄に定める事業区分ごとに第２欄に定める実施者が行う事業のうち、第３条に定める事業実施計画に記載されたものとする。

（事業実施計画の作成及び提出）

第３条　補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第１号様式による事業実施計画を作成し、補助の申請に際して、当該計画を知事に提出するものとする。

(1) 事業実施計画を作成する者の名称

(2) 実施する事業の概要及び必要な経費

(3) その他必要な事項

（申請手続）

第４条　補助金の新規交付申請及び変更交付申請は、補助金の交付を受けようとする者が、第２号様式による申請書に、事業実施計画その他の関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

２　補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助額の算出方法等）

第５条　補助額は、次により算定する。

(1) 別表１の第１欄に定める事業区分ごとに、第２欄に定める実施者に対し、別表２の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）を交付する。

２　前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の決定）

第６条　知事は、第４条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書及び変更交付決定通知書を申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知するものとする。

（申請の取下げ）

第７条　前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知書に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

２　前項の規定により申請の取り下げをしようとする補助事業者は、前条の通知のあった日から 10 日以内に第３号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

（暴力団排除）

第８条　神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第１号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第１号に規定する暴力団員に該当するもの

２　知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警

察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3　知事は、補助事業者が第１項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第９条　規則第５条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1)　知事が適切と認めた法人格を有する団体等への補助金の交付の決定には、次の条件を付する。

ア　補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

イ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

ウ　補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

エ　補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下、「適正化令」という。）第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ　補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、第７号様式によりすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに知事に報告しなければならない（補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行

っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。)。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

ク　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

また、補助事業者が法人その他の団体である場合であって、証拠書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類を引き継がなければならない。

ケ　補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。

コ　補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

サ　その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(2)　市町村への補助金の交付の決定には、次の条件を付する。

ア　補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

イ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

ウ　補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

エ　補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

オ　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ　補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了

後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、第７号様式によりすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

ク　補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第６号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ケ　補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。

コ　補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

サ　その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

シ　市町村が適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、市町村は以下の条件を付さなければならない。

（ア）本号アからキまでに掲げる条件

この場合において、アからウ、オ及びキの規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、「第７号様式」とあるのは「市町村が別に定める様式」と、エ中「50万円」とあるのは「30万円」と、「知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、エ及びキ中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

（イ）間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管し

ておかなければならない。

ス　県が付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

（変更の承認）

第10条　補助事業者は、前条第1号アからイ及び第2号アからイに規定する補助事業の内容を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、第4号様式による変更（中止、廃止）承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（状況報告）

第11条　補助事業者は、補助事業の実施状況に関し、第5号様式による実施状況報告書を知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条　規則第12条の規定による実績報告は、第6号様式による実績報告書に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日（第10条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は別に定める日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条　知事は、補助事業の完了又は中止等に係る前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2　知事は、前項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3　補助事業者は、前項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（補助金の支払）

第14条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部について概算払いすることができる。

2　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、第８号様式による補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。

（財産処分の承認）

第15条　財産の処分の承認については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」によるものとする。

（書類の提出部数）

第16条　規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は２部とする。

（届出事項）

第17条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) その他申請内容に変更があったとき。

（実施期間）

第18条　実施期間は、令和３年４月１日から令和３年12月31日までとする。

附　則

この要綱は、令和３年５月31日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年８月27日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年10月27日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

別表１

１　事業区分	２　実施者
（１）新型コロナウイルス感染症対策事業	＜病床確保料＞ １　神奈川モデル認定医療機関（注１）のうち事業区分（２）に該当しない者（注２） ２　その他知事が認める者
（２）新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	１　神奈川モデル認定医療機関のうち次に掲げる者（注２） （１）高度医療機関 （２）重点医療機関 （３）重点医療機関協力病院（県認定要綱第４条第２項第５号に該当する協力病院Ａ） ２　その他知事が認める者（注３）

（注１）　神奈川モデル医療機関認定要綱第５条第１項により認定された医療機関をいう。

（注２）　別添「『神奈川モデル』における重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について」を参照のこと。

（注３）　院内感染の発生により、病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たすような医療機関

別添

「神奈川モデル」における重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について

令和３年10月改訂

1　概要

神奈川県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた医療体制「神奈川モデル」を定め、医療機関間の役割分担及び相互連携による医療提供体制を全国に先駆けて構築してきた。

具体的には、令和２年４月１日付けで「神奈川モデル医療機関認定要綱」（以下「県認定要綱」という。）を定め、各医療機関の役割を認定してきたところである。

一方、国では、令和２年６月16日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」により、重点医療機関等の指定要件を定め、その後、令和３年４月１日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「『新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について 』の改正について」（以下「国事務連絡」という。）により改正を行った。

このため、県認定要綱と国事務連絡との関係を改めて整理する。

2　定義

（1）神奈川モデル重点医療機関等　県認定要綱第２条に定める高度医療機関、第３条に定める重点医療機関及び次項に定める神奈川モデル協力病院Ａ

（2）神奈川モデル協力病院Ａ　県認定要綱第４条に定める重点医療機関協力病院のうち同条第２項第１号、第２号、第５号又は第６号に該当する医療機関

（3）神奈川モデル協力病院Ｂ　県認定要綱第４条に定める重点医療機関協力病院のうち同条第２項第３号、第４号又は第７号に該当する医療機関

（4）国の重点医療機関　国事務連絡の別紙１「新型コロナウイルス感染症重点医療機関について」に定める指定要件（施設要件、受入患者に関する要件、機能要件等）に合致する医療機関

（5）国の協力医療機関　国事務連絡の別紙２「新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」に定める指定要件（施設要件、受入患者に関する要件、機能要件等）に合致する医療機関

3　国の指定要件との関係

（1）神奈川モデル重点医療機関等については、国の重点医療機関の指定要件に合致していれば、県が神奈川モデル重点医療機関等に認定した日に遡って国の重点医療機関に指定したものとする。（ただし、協力病院Ａについては、県認定要綱第４条第２項第５号に該当する医療機関）

この場合、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱別表１に定める事業区分(1)のうち消毒経費及び(2)並びに令和３年度神奈

川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表１に定める事業区分(2)のうち医療従事者の宿泊施設確保等、(3)及び(12)の実施者となることができる。

なお、病床確保料については、国事務連絡別添にある「重点医療機関である特定機能病院等」又は「重点医療機関である一般病院」の上限額を適用する。

（２）神奈川モデル協力病院Ａのうち疑い患者の受入れを行う医療機関（県認定要綱第４条第２項第１号又は第２号に該当）については、国の協力医療機関の指定要件に合致していれば、県が神奈川モデル協力病院Ａに認定した日に遡って国の協力医療機関に指定したものとする。

この場合、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱別表１に定める事業区分(1)のうち病床確保料及び消毒経費並びに令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表１に定める事業区分(2)医療従事者の宿泊施設確保等及び(3)の実施者となることができる。

なお、病床確保料については、国事務連絡別添にある「協力医療機関」の上限額を適用する。

（３）神奈川モデル協力病院Ａのうち中和抗体薬の投与による抗体カクテル療法の施行を行うために確保した専用病床において、神奈川県又は保健所設置市から紹介のあった中和抗体薬適応患者の短期入院を受け入れる医療機関（県認定要綱第４条第２項第６号に該当）については、国の指定要件に合致しないことから、国の重点医療機関及び国の協力医療機関には指定しない。

この場合、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱別表２に定める事業区分(1)のうち病床確保料及び消毒経費並びに令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表１(2)に定める医療従事者の宿泊施設確保等及び(3)の実施者となることができる。

なお、病床確保料については、厚生労働省医政局経理室、健康局結核感染症課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」にある新型コロナウイルス感染症対策事業の上限額を適用する。

（４）神奈川モデル協力病院Ｂのうち新型コロナウイルス感染症以外の患者の入院管理等を行う医療機関（県認定要綱第４条第２項第３号又は第４号に該当）については、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱別表１に定める事業区分(1)のうち消毒経費並びに令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表１(2)に定める医療従事者の宿泊施設確保等及び(3)の実施者となることができる。

（５）神奈川モデル協力病院Ｂのうち中和抗体薬の適応患者に対し、外来で抗体カクテル療法の施行を行う医療機関（県認定要綱第４条第２項第７号に該当）は、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表１(4)の実施者となることができる。

（６）神奈川モデル重点医療機関等で、国の重点医療機関の指定要件に合致しないが、新型コロナウイルス感染症患者に高度な医療を提供する医療機関については、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表１に定める事業区分(12)の実施者となることができる。

なお、高度な医療を提供する医療機関とは、体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、整備対象設備を組み合わせて様々な容態の患者に対して効果的な治療を行う医療機関を指す。

（参考）国の重点医療機関の主な指定要件

施設要件	（１）病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者用の病床確保を行っていること。 ※　看護体制の１単位をもって病棟として取り扱う。病棟単位の考え方は診療報酬上の考え方に依拠する。 ただし、ICU 病床内などで看護単位を分けることが困難な場合、１看護単位を日ごとのシフト調整により「新型コロナ患者対応」と「一般患者対応」などに分割し、同日中に陽性又は疑い患者と一般患者を診療しない体制であっても要件に該当する。 （２）確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。 （３）新型コロナウイルス感染症患者等専用の病床は、療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。
受入患者（確定患者又は疑い患者）に関する要件	（１）既に PCR 検査又は抗原検査で陽性と確定している患者 （２）都道府県からの要請に基づき受入れを行っている、新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第１２条第１項の疑似症の届け出が出されているものに限る。）
機能要件	都道府県に対してあらかじめ日々の対象となる患者の受入可能数と最大受入可能数を示し、都道府県調整本部から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れ、正当な理由なく断らないこと。
報告事項	重点医療機関の管理者（代理の者）は重点医療機関として指定されている期間中は、毎日 G-MIS 及び HER-SYS に空床数や患者の重症度等の入力を行うこと。

（参考）国の協力医療機関の主な指定要件

施設要件	（１）新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床を確保していること。

	（２）確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。 （３）新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床は、個室であり、トイレやシャワーなど他の患者と独立した動線であること。 （４）新型コロナウイルス感染症疑い患者に対して必要な検体採取が行えること。 （５）新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床は、療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。
受入患者（疑い患者）に関する要件	都道府県からの要請に基づき受入れを行っている、新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第１項の疑似症の届け出が出されているものに限る。）
機能要件	都道府県に対してあらかじめ日々の対象となる患者の受入可能数と最大受入可能数を示し、都道府県調整本部から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること、正当な理由なく断らないこと。
報告事項	協力医療機関の管理者（代理の者）は協力医療機関として指定されている期間中は、毎日G-MIS及びHER-SYSに空床数や患者の重症度等の入力を行うこと。

（参考）神奈川モデル認定医療機関が実施者となる事業内容一覧

事業内容		神奈川県モデル認定医療機関								
		高度	重点	協力病院						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金										
(1)	新型コロナウイルス感染症対策事業（病床確保料）			○	○				○	
	新型コロナウイルス感染症対策事業（消毒経費）	○	○	○	○	○	○	○	○	
(2)	新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	○	○					○		
令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）										
(2)	新型コロナウイルス感染症対策事業（医療従事者宿泊）	○	○	○	○	○	○	○	○	
(3)	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	○	○	○	○	○	○	○	○	
(4)	帰国者・接触者外来等設備整備事業									○
(12)	新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	○	○					○		

（参考）神奈川モデル認定医療機関と国の重点医療機関等との関係

神奈川モデル		国の重点医療機関	国の協力医療機関	その他
高度医療機関		○		
重点医療機関		○		
重点医療機関協力病院	①		○	
	②		○	
	③			○
	④			○
	⑤	○		
	⑥			○
	⑦			○

※国の重点医療機関及び国の協力医療機関は、国が定める指定要件を満たす必要がある。

別表２

１　事業区分	２　基準額	３　対象経費
（１）新型コロナウイルス感染症対策事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・病床確保料 ①協力医療機関 ・稼働病床の病床確保料 ICU　１床当たり301,000円／日 HCU　１床当たり211,000円／日 上記以外の病床 １床当たり52,000円／日 ・休止病床の病床確保料 ICU　１床当たり301,000円／日 HCU　１床当たり211,000円／日 療養病床　１床当たり16,000円／日 上記以外の病床 １床当たり52,000円／日 ②その他知事が認める者 ICU内の病床を確保する場合 １床当たり97,000円／日 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 １床当たり41,000円／日 上記以外の場合 １床当たり16,000円／日 ※新型コロナウイルス感染症患者の受入病床が逼迫する中で、県の確保病床の選択肢を広げる観点から、県から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床として割り当てられた療養病床については、一般病床とみなして、病床確保料の対象とする（補助上限額は上記と同じ）。 療養病床を休止病床とする場合の病床確保料の上限額は１床当たり16,000円／日とする。	病床確保に係る経費 委託料、補助及び交付金、病床確保料
	・消毒経費 知事が必要と認めた額	消毒に係る経費 賃金、報酬、謝金、需用費（消耗品費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

1　事業区分	2　基準額	3　対象経費
（2）新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ①重点医療機関である特定機能病院等 ・稼働病床の病床確保料 ICU　1床当たり436,000円／日 HCU　1床当たり211,000円／日 上記以外の病床 1床当たり74,000円／日 ・休止病床の病床確保料 ICU　1床当たり436,000円／日 HCU　1床当たり211,000円／日 療養病床　1床当たり16,000円／日 上記以外の病床 1床当たり74,000円／日 ※特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ３人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。 ②重点医療機関である一般病院 ・稼働病床の病床確保料 ICU　1床当たり301,000円／日 HCU　1床当たり211,000円／日 上記以外の病床 1床当たり71,000円／日 ・休止病床の病床確保料 ICU　1床当たり301,000円／日 HCU　1床当たり211,000円／日 療養病床　1床当たり16,000円／日 上記以外の病床 1床当たり71,000円／日	委託料、補助及び交付金、病床確保料

第１号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号
所在地
提出者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金
事業実施計画

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱第３条の規定に基づき、次のとおり事業実施計画を提出します。

１　令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施計画（別紙１）

２　事業の実施に要する経費に関する調書（別紙２）

３　添付書類

第２号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号
所在地
申請者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付申請書

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱第４条第１項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

１　（　新規　・　変更　）交付申請額　　金　　円

２　令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施計画（個票）（別紙３）

３　事業の実施に要する経費に関する調書（個票）（別紙４（１）又は（２））

４　添付書類

(1)　役員等氏名一覧表（第９号様式）

(2)　歳入歳出予算書抄本

(3)　その他参考となる書類（確保病床及び休止病床の配置状況が分かる図面、見積書、カタログ等）

第３号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号
所在地
届出者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金
交付申請取下げ届出書

令和　年　月　日付け　第　号をもって交付決定のあった令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金の交付の申請は、次の理由により取り下げたいので、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱第７条第２項の規定に基づき届け出ます。

〈取下げを必要とする理由〉

第４号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号
所在地
申請者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金
事業変更(中止、廃止)承認申請書

令和　年　月　日付け　第　号をもって交付決定のあった令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に係る事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき申請します。

１　変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

２　変更（中止、廃止）の理由

第５号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号
所在地
報告者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金事業実施状況報告書

令和　年　月　日付け 第　　号をもって交付決定のあった令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に係る実施状況に関し、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　補助事業実施状況の概要

２　補助事業の実施に要する経費の使用状況

（単位：円）

補助事業に要する経費の区分	補助事業に要する経費		
	計画額	実績額 （年月日～年月日）	支出見込額 （年月日～年月日）
合　計			

第６号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　月　日

神奈川県知事　殿

郵便番号
所在地
報告者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金
事業実績報告書

令和　年　月　日付け 第　号をもって交付決定のあった令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業を完了（中止、廃止）しましたので、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱第12条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　精　算　額　　金　　円

２　令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施実績（別紙５）

３　事業の実施に要した経費精算額算出内訳（別紙６）

４　添付書類

(1)　歳入歳出決算書抄本

(2)　別紙６に掲げる対象経費の支出額を証する資料

(3)　別紙６に掲げる総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料

(4)　契約書の写し、納品書の写し等

第７号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号
所在地
報告者氏名又は名称　（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和３年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和　年　月　日付け　第　号をもって交付決定のあった令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金について、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱第９条第１号キ及び第２号キの規定に基づき、次のとおり報告します。

１　補助金の額の確定額	金	円
２　消費税の申告の有無（どちらかを選択）	有　・　無	
（２で「無」を選択の場合は以下不要）		
３　仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択）	一般課税　・　簡易課税	
（３で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）		
４　補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
５　消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
６　補助金返還相当額（５から４の額を差し引いた額）	金	円

（注）１　別紙として積算の内訳を添付すること。
　　２　補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

第８号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

令和　　年　　月　　日

神奈川県知事　　殿

郵便番号
所在地
報告者氏名又は名称　（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金
支払請求書

令和　年　月　日付け 第　　号をもって交付決定のあった令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金の精算払い（第 回概算払い）を受けたいので、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱第14条第２項の規定に基づき、次のとおり請求します。

１．今回請求額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

２．請求額の内訳

①　交付決定額	円	
②　確　定　額	円	実績額
③　既受領額	円	
④　今回請求額	円	②－③
⑤　残　　額	円	②－(③+④)

３．補助金振込先

金融機関名		本店・支店
金融機関コード		
口座番号	普通・当座	
口座名義（カナ）		

第９号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

役員等氏名一覧表

年　月　日現在の役員

役職名	氏　名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住　所
代表者			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		

記載されたすべての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意していることを証します。

氏名又は法人名称
（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和3年10月

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金の申請にあたって

○補助金の申請書のうち、【別紙１、別紙２、別紙３、別紙４】の作成にあたっては、このエクセルを使用してください。

○エクセルへの入力にあたっては、薄水色で着色されたセルに、金額や文字を入力してください。

○白色（無着色）のセルには、計算式等が既に入力されています。

○別紙４を作成すると、別紙１、別紙２、別紙３の必要な項目が自動で転記されます。

○そのため、別紙４から作成すると便利です。

別紙１から４の様式は次の通りです。

別紙１	令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施計画
別紙２	事業の実施に要する経費に関する調書（令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金）
別紙３	令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施計画（個票）
別紙４	各事業ごとの金額算出様式

○このうち、別紙３、別紙４につきましては、エクセルのシートに（）カッコで番号が附番されています。各事業ごと別紙３、別紙４の提出が必要です。
○事業（１）及び（２）の病床確保料につきましては、別紙４（参考資料）のエクセルで空床数を算出し、別紙４に転記してください。

（１）	新型コロナウイルス感染症対策事業
（２）	新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業

別紙１

令和３年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施計画

事業者名：

事業区分	事業概要	総事業費 (A) 円	うち国庫交付額 (H) （千円未満切捨）円	備考
(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業	・入院患者受入病床の確保数（　　）床			
(2) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業				
合計				

別紙２

事業の実施に要する経費に関する調書（令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業）

事業区分	総事業費 (A) 円	事業における寄付金その他収入額 (B) 円	総事業費から寄付金その他収入額を控除した額 (C)＝(A)-(B) 円	選定額 (D) 円	公費補助額 (E)=(C)or(D) （千円未満切捨）円	変更申請時 既交付決定額 (F) 円	変更申請時 増減額 (G)=(E)-(F) 円	備考
(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業								
(2) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業								
合計								

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　(円)

名　　称	内訳	事業費（総額）
①病床確保に係る経費		
②消毒に係る経費		
計		

3 事　業　費　(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本
2 カタログ及び見積書
3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	(2) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　（円）

名　　称	内訳	事業費（総額）
病床確保に係る経費		
計		

3 事　業　費　（千円）

（歳入）		（歳出）	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本
2 カタログ及び見積書
3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙４（１）

新型コロナウイルス感染症対策事業

①病床確保に係る経費

協力医療機関

対象経費		延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
			単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】	(a or b)		
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ		301,000						
	ＨＣＵ		211,000						
	上記以外		52,000						
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ		301,000						
	ＨＣＵ		211,000						
	療養病床		16,000						
	上記以外		52,000						
					小　計①				

その他知事が認める者

対象経費		延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
			単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】	(a or b)		
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ		97,000						
	ＨＣＵ※1		41,000						
	上記以外		16,000						
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ		97,000						
	ＨＣＵ※1		41,000						
	上記以外		16,000						
					小　計②				

※1　重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床

※　延べ空床数には、新型コロナウイルス感染症患者専用病床として稼動する病床のうち、令和３年４月１日（ただし、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ体制が整った日以降）から令和３年12月31日までの間で、今回申請する病床数を記載してください。なお、受入れ体制を整えるため工事等により使用できなくなった病床については、休止病床として計上してください。

※　新型コロナウイルス感染症患者の受入れ体制が整った日が確認できる、勤務シフト表等（変更の前後がわかるもの）の資料を別途添付してください。

※　「別紙４（参考資料）　空床数計算シート」記載の数値が確認できる平面図等（変更の前後がわかるもの）の資料を添付してください。また、必要に応じて、病床の整備状況がわかる写真等の資料を別途添付してください。
　なお、対象期間内に各病床数に変化が生じている場合は、変化ごとに様式を添付してください。

※　対象経費支出予定額は、延べ空床数に、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合に得られる１床当たりの診療報酬等に相当する額を乗じた額を記載してください。
　なお、１床当たりの診療報酬等に相当する額の内訳が確認できる資料を別途添付してください。

※　個人情報を含む資料を添付する場合は、個人情報を塗りつぶしの上、提出してください。

別紙４（１）

②消毒に係る経費

対象経費		対象経費支出予定額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
		積算内訳	金額(円)【b】			
賃金・報酬・謝金						
会議費						
旅費						
需用費	消耗品費					
	印刷製本費					
	材料費					
	光熱水費					
	燃料費					
	修繕料					
役務費	通信運搬費					
	手数料					
	保険料					
委託料						
使用料及び賃借料						
備品購入費						
補助及び交付金						
			小　計③			

別紙２_経事業費(A)	①+②+③		
別紙２ 選定額 (B)	①+②+③		

別紙４（２）

新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業

重点医療機関である特定機能病院等

対象経費		延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
			単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】	(a or b)		
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ		436,000						
	ＨＣＵ		211,000						
	上記以外		71,000						
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ		436,000						
	ＨＣＵ		211,000						
	療養病床		16,000						
	上記以外		71,000						
					計				

重点医療機関である一般病院

対象経費		延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
			単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】	(a or b)		
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ		301,000						
	ＨＣＵ		211,000						
	上記以外		71,000						
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ		301,000						
	ＨＣＵ		211,000						
	療養病床		16,000						
	上記以外		71,000						
					計				

※　延べ空床数には，新型コロナウイルス感染症患者専用病床として稼働する病床のうち，令和３年４月１日（ただし，新型コロナウイルス感染症患者の受入れ体制が整った日以降）から令和３年12月31日までの間で，今回申請する病床数を記載してください。なお，受入れ体制を整えるため工事等により使用できなくなった病床については，休止病床として計上してください。

※　新型コロナウイルス感染症患者の受入れ体制が整った日が確認できる，勤務シフト表等（変更の前後がわかるもの）の資料を別途添付してください。

※　「別紙４（参考資料）　空床数計算シート」記載の数値が確認できる平面図等（変更の前後がわかるもの）の資料を添付してください。また，必要に応じて，病床の整備状況がわかる写真等の資料を別途添付してください。
なお，対象期間内に各病床数に変化が生じている場合は，変化ごとに様式書類を添付してください。

※　対象経費支出予定額は，延べ空床数に，新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合に得られる１床当たりの診療報酬等に相当する額を乗じた額を記載してください。
なお，１床当たりの診療報酬等に相当する額の内訳が確認できる資料を別途添付してください。

※　個人情報を含む資料を添付する場合は，個人情報を塗りつぶしの上，提出してください。

別紙４（参考資料）

○　空床数計算シート（集計）

		延べ空床数
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0
	ＨＣＵ ※1	0
	上記以外	0

月	４月	５月	６月
空床数	0	0	0
空床数	0	0	0
空床数	0	0	0

		延べ休止病床数
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0
	ＨＣＵ ※1	0
	療養病床	0
	上記以外	0

月	４月	５月	６月
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床

別紙４（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（４月）

		合計
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0
		0
		0
	ＨＣＵ※1	0
		0
		0
	上記以外	0
		0
		0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0
	ＨＣＵ※1	0
	療養病床	0
	上記以外	0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
休止病床数																														
休止病床数																														
休止病床数																														
休止病床数																														

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

別紙４（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（５月）

		合計
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0
		0
		0
	ＨＣＵ※1	0
		0
		0
	上記以外	0
		0
		0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
稼働病床数（A）																															
入院患者数（B）																															
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																															
入院患者数（B）																															
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																															
入院患者数（B）																															
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0
	ＨＣＵ※1	0
	療養病床	0
	上記以外	0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
休止病床数																															
休止病床数																															
休止病床数																															
休止病床数																															

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

別紙４（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（６月）

		合計
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0
		0
		0
	ＨＣＵ ※1	0
		0
		0
	上記以外	0
		0
		0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0
	ＨＣＵ ※1	0
	療養病床	0
	上記以外	0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
休止病床数																														
休止病床数																														
休止病床数																														
休止病床数																														

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

別紙４（参考資料）

○　空床数計算シート（集計）

		延べ空床数
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0
	ＨＣＵ ※1	0
	上記以外	0

月	７月	８月	９月
空床数	0	0	0
空床数	0	0	0
空床数	0	0	0

		延べ休止病床数
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0
	ＨＣＵ ※1	0
	療養病床	0
	上記以外	0

月	７月	８月	９月
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床

別紙４（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（７月）

		合計		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0	稼働病床数（A）																															
		0	入院患者数（B）																															
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ＨＣＵ ※1	0	稼働病床数（A）																															
		0	入院患者数（B）																															
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	稼働病床数（A）																															
		0	入院患者数（B）																															
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0	休止病床数																															
	ＨＣＵ ※1	0	休止病床数																															
	療養病床	0	休止病床数																															
	上記以外	0	休止病床数																															

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

別紙４（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（８月）

		合計		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0	稼働病床数（A）																															
		0	入院患者数（B）																															
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ＨＣＵ ※1	0	稼働病床数（A）																															
		0	入院患者数（B）																															
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	稼働病床数（A）																															
		0	入院患者数（B）																															
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0	休止病床数																															
	ＨＣＵ ※1	0	休止病床数																															
	療養病床	0	休止病床数																															
	上記以外	0	休止病床数																															

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

別紙４（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（９月）

		合計
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0
		0
		0
	ＨＣＵ※1	0
		0
		0
	上記以外	0
		0
		0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0
	ＨＣＵ※1	0
	療養病床	0
	上記以外	0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
休止病床数																														
休止病床数																														
休止病床数																														
休止病床数																														

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

別紙４（参考資料）

○　空床数計算シート（集計）

		延べ空床数
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0
	ＨＣＵ※1	0
	上記以外	0

月	10月	11月	12月
空床数	0	0	0
空床数	0	0	0
空床数	0	0	0

		延べ休止病床数
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0
	ＨＣＵ※1	0
	療養病床	0
	上記以外	0

月	10月	11月	12月
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床

別紙４（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（10月）

		合計		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0	稼働病床数（A）																															
		0	入院患者数（B）																															
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ＨＣＵ ※1	0	稼働病床数（A）																															
		0	入院患者数（B）																															
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	稼働病床数（A）																															
		0	入院患者数（B）																															
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0	休止病床数																															
	ＨＣＵ ※1	0	休止病床数																															
	療養病床	0	休止病床数																															
	上記以外	0	休止病床数																															

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

別紙４（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（11月）

		合計		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0	稼働病床数（A）																														
		0	入院患者数（B）																														
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ＨＣＵ※1	0	稼働病床数（A）																														
		0	入院患者数（B）																														
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	稼働病床数（A）																														
		0	入院患者数（B）																														
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0	休止病床数																														
	ＨＣＵ※1	0	休止病床数																														
	療養病床	0	休止病床数																														
	上記以外	0	休止病床数																														

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

別紙４（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（12月）

		合計
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0
		0
		0
	ＨＣＵ※1	0
		0
		0
	上記以外	0
		0
		0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
稼働病床数（A）																															
入院患者数（B）																															
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																															
入院患者数（B）																															
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																															
入院患者数（B）																															
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0
	ＨＣＵ※1	0
	療養病床	0
	上記以外	0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
休止病床数																															
休止病床数																															
休止病床数																															
休止病床数																															

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

令和3年10月

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金の申請にあたって

○補助金の申請書のうち、【別紙５、別紙６、別紙６（１）、別紙６（２）】の作成にあたっては、このエクセルを使用してください。

○エクセルへの入力にあたっては、薄水色で着色されたセルに、金額や文字を入力してください。

○白色（無着色）のセルには、計算式等が既に入力されています。

○別紙６（１）、別紙６（２）を作成すると、別紙５、別紙６の必要な項目が自動で転記されます。

○そのため、別紙６（１）、別紙６（２）から作成すると便利です。

別紙５から６の様式は次の通りです。

別紙５	令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施実績
別紙６	事業の実施に要した経費精算額算出内訳（令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業）
別紙６（１） 別紙６（２）	各事業ごとの金額算出様式

○別紙６（１）、別紙６（２）につきましては、該当する事業についてご提出が必要です。

○事業（１）及び（２）の病床確保料につきましては、別紙６（参考資料）のエクセルで空床数を算出し、別紙６（１）、別紙６（２）に転記してください。

（１）	**新型コロナウイルス感染症対策事業**
（２）	**新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業**

別紙６

令和３年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金に関する事業実施実績

事業者名：

事業区分	事業概要	総事業費 (A) 円	うち国庫交付額 (H) （千円未満切捨）円	備考
(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業	・入院患者受入病床の確保数（　　）床			
(2) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業				
合計				

別紙６

事業の実施に要した経費精算額算出内訳（令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業）

事業区分	総事業費 (A) 円	事業における 寄付金その他 収入額 (B) 円	総事業費から 寄付金その他 収入額を控除した額 (C)＝(A)－(B) 円	選定額 (D) 円	公費補助額 (E)＝(C)or(D) (千円未満切捨)円	備考
(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業						
(2) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業						
合計						

別紙６（１）

新型コロナウイルス感染症対策事業

①病床確保に係る経費

協力医療機関

対象経費		延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
			単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】	(a or b)		
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ		301,000						
	ＨＣＵ		211,000						
	上記以外		32,000						
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ		301,000						
	ＨＣＵ		211,000						
	稼働病床		16,000						
	上記以外		32,000						
					小　計①				

その他知事が認める者

対象経費		延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
			単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】	(a or b)		
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ		97,000						
	ＨＣＵ※1		41,000						
	上記以外		16,000						
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ		97,000						
	ＨＣＵ※1		41,000						
	上記以外		16,000						
					小　計②				

※1　重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床

※　延べ空床数には、新型コロナウイルス感染症患者専用病床として稼働する病床のうち、令和３年４月１日（ただし、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ体制が整った日以降）から令和３年12月31日までの間で、今回報告する病床数を記載してください。なお、受入れ体制を整えるため工事等により使用できなくなった病床については、休止病床として計上してください。

※　新型コロナウイルス感染症患者の受入れ体制が整った日が確認できる、勤務シフト表等（変更の前後がわかるもの）の資料を別途添付してください。

※　「別紙４（参考資料）　空床数計算シート」記載の数値が確認できる平面図等（変更の前後がわかるもの）の資料を添付してください。また、必要に応じて、病床の整備状況がわかる写真等の資料を別途添付してください。
　なお、対象期間内に各病床数に変化が生じている場合は、変化ごとに根拠書類を添付してください。

※　対象経費支出予定額は、延べ空床数に、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合に得られる１床当たりの診療報酬等に相当する額を乗じた額を記載してください。
　なお、１床当たりの診療報酬等に相当する額の内訳が確認できる資料を別途添付してください。

※　個人情報を含む資料を添付する場合は、個人情報を塗りつぶしの上、提出してください。

別紙６（１）

②消毒に係る経費

対象経費		対象経費支出予定額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
		積算内訳	金額(円)【b】			
賃金・報酬・謝金						
会議費						
旅費						
需用費	消耗品費					
	印刷製本費					
	材料費					
	光熱水費					
	燃料費					
	修繕料					
役務費	通信運搬費					
	手数料					
	保険料					
委託料						
使用料及び賃借料						
備品購入費						
補助及び交付金						
			小　計③			

別紙６_総事業費(A)	①+②+③		
別紙６ 選定額 (D)	①+②+③		

別紙６（２）

新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業

重点医療機関である特定機能病院等

対象経費		延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
			単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】	(a or b)		
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ		436,000						
	ＨＣＵ		211,000						
	上記以外		74,000						
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ		436,000						
	ＨＣＵ		211,000						
	疼養病床		16,000						
	上記以外		74,000						
					計				

重点医療機関である一般病院

対象経費		延べ空床数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
			単価(円)/日	金額(円)【a】	単価(円)/日	金額(円)【b】	(a or b)		
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ		301,000						
	ＨＣＵ		211,000						
	上記以外		71,000						
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ		301,000						
	ＨＣＵ		211,000						
	疼養病床		16,000						
	上記以外		71,000						
					計				

※1　重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床

※　延べ空床数には、新型コロナウイルス感染症患者専用病床として稼働する病床のうち、令和３年４月１日（ただし、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ体制が整った日以降）から令和３年12月31日までの間で、今回報告する病床数を記載してください。なお、受入れ体制を整えるため工事等により使用できなくなった病床については、休止病床として計上してください。

※　新型コロナウイルス感染症患者の受入れ体制が整った日が確認できる、勤務シフト表等（変更の前後がわかるもの）の資料を別途添付してください。

※　「別紙４（参考資料）　空床数計算シート」記載の数値が確認できる平面図等（変更の前後がわかるもの）の資料を添付してください。また、必要に応じて、病床の整備状況がわかる写真等の資料を別途添付してください。
　なお、対象期間内に各病床数に変化が生じている場合は、変化ごとに様式書類を添付してください。

※　対象経費支出予定額は、延べ空床数に、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合に得られる１床当たりの診療報酬等に相当する額を乗じた額を記載してください。
　なお、１床当たりの診療報酬等に相当する額の内訳が確認できる資料を別途添付してください。

※　個人情報を含む資料を添付する場合は、個人情報を塗りつぶしの上、提出してください。

別紙６（参考資料）

○　空床数計算シート（集計）

		延べ空床数
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0
	ＨＣＵ ※1	0
	上記以外	0

月	４月	５月	６月
空床数	0	0	0
空床数	0	0	0
空床数	0	0	0

		延べ休止病床数
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0
	ＨＣＵ ※1	0
	療養病床	0
	上記以外	0

月	４月	５月	６月
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床

別紙６（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（４月）

		合計
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0
		0
		0
	ＨＣＵ ※1	0
		0
		0
	上記以外	0
		0
		0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0
	ＨＣＵ ※1	0
	療養病床	0
	上記以外	0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
休止病床数																														
休止病床数																														
休止病床数																														
休止病床数																														

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

別紙６（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（５月）

		合計
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0
		0
		0
	ＨＣＵ※1	0
		0
		0
	上記以外	0
		0
		0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
稼働病床数（A）																															
入院患者数（B）																															
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																															
入院患者数（B）																															
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																															
入院患者数（B）																															
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0
	ＨＣＵ※1	0
	療養病床	0
	上記以外	0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
休止病床数																															
休止病床数																															
休止病床数																															
休止病床数																															

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

別紙６（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（６月）

		合計
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0
		0
		0
	ＨＣＵ ※1	0
		0
		0
	上記以外	0
		0
		0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0
	ＨＣＵ ※1	0
	療養病床	0
	上記以外	0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
休止病床数																														
休止病床数																														
休止病床数																														
休止病床数																														

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

別紙６（参考資料）

○　空床数計算シート（集計）

		延べ空床数
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0
	ＨＣＵ※1	0
	上記以外	0

月	７月	８月	９月
空床数	0	0	0
空床数	0	0	0
空床数	0	0	0

		延べ休止病床数
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0
	ＨＣＵ※1	0
	療養病床	0
	上記以外	0

月	７月	８月	９月
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床

別紙６（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（７月）

		合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0																															
		0																															
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ＨＣＵ ※1	0																															
		0																															
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0																															
		0																															
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0																															
	ＨＣＵ ※1	0																															
	療養病床	0																															
	上記以外	0																															

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

別紙６（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（８月）

		合計
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0
		0
		0
	ＨＣＵ ※1	0
		0
		0
	上記以外	0
		0
		0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
稼働病床数（A）																															
入院患者数（B）																															
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																															
入院患者数（B）																															
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																															
入院患者数（B）																															
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0
	ＨＣＵ ※1	0
	療養病床	0
	上記以外	0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
休止病床数																															
休止病床数																															
休止病床数																															
休止病床数																															

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

別紙６（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（９月）

		合計
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0
		0
		0
	ＨＣＵ ※1	0
		0
		0
	上記以外	0
		0
		0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																														
入院患者数（B）																														
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0
	ＨＣＵ ※1	0
	療養病床	0
	上記以外	0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
休止病床数																														
休止病床数																														
休止病床数																														
休止病床数																														

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

別紙６（参考資料）

○　空床数計算シート（集計）

		延べ空床数
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0
	ＨＣＵ※1	0
	上記以外	0

月	10月	11月	12月
空床数	0	0	0
空床数	0	0	0
空床数	0	0	0

		延べ休止病床数
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0
	ＨＣＵ※1	0
	療養病床	0
	上記以外	0

月	10月	11月	12月
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0
休止病床数	0	0	0

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床

別紙６（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（10月）

		合計		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0	稼働病床数（A）																															
		0	入院患者数（B）																															
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ＨＣＵ※1	0	稼働病床数（A）																															
		0	入院患者数（B）																															
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	稼働病床数（A）																															
		0	入院患者数（B）																															
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0	休止病床数																															
	ＨＣＵ※1	0	休止病床数																															
	療養病床	0	休止病床数																															
	上記以外	0	休止病床数																															

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

別紙６（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（11月）

		合計		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0	稼働病床数（A）																														
		0	入院患者数（B）																														
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ＨＣＵ ※1	0	稼働病床数（A）																														
		0	入院患者数（B）																														
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	稼働病床数（A）																														
		0	入院患者数（B）																														
		0	空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0	休止病床数																														
	ＨＣＵ ※1	0	休止病床数																														
	療養病床	0	休止病床数																														
	上記以外	0	休止病床数																														

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

別紙６（参考資料）

○　空床数計算シート（月別）　　（12月）

		合計
稼働病床の病床確保料	ＩＣＵ	0
		0
		0
	ＨＣＵ ※1	0
		0
		0
	上記以外	0
		0
		0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
稼働病床数（A）																															
入院患者数（B）																															
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																															
入院患者数（B）																															
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働病床数（A）																															
入院患者数（B）																															
空床数（A）－（B）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		合計
休止病床の病床確保料	ＩＣＵ内	0
	ＨＣＵ ※1	0
	療養病床	0
	上記以外	0

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
休止病床数																															
休止病床数																															
休止病床数																															
休止病床数																															

※1　【（１）新型コロナウイルス感染症対策事業のその他知事が認めるもの】の重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床の算出はこの列で計算してください。

※　稼働病床数（A）には、新型コロナウイルス患者専用病床として稼働した病床数を記載してください。

※　稼働病床数（A）には、病床確保期間終了後、消毒等のために空床とした病床数も計上してください。

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱　新旧対照表

新	旧
令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括 支援補助金（医療分）交付要綱 第１条（略） （補助の対象） 第２条　補助の対象とする事業は、令和３年 10 月１日医政発１００１号第１９号・健発１００１第６号、薬生発１００１第４号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長連名通知の別紙「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に基づき、別表１の第１欄に定める事業区分ごとに第２欄に定める実施者が行う事業のうち、第３条に定める事業実施計画に記載されたものとする。 第３条～第 17 条（略） （実施期間） 第 18 条　実施期間は、令和３年４月１日から令和３年 12 月 31 日までとする。 附　則 この要綱は、令和３年６月７日から施行し、令和３年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和３年７月21日から施行し、令和３年４月１日から適用する。 附　則	令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括 支援補助金（医療分）交付要綱 第１条（略） （補助の対象） 第２条　補助の対象とする事業は、令和３年７月 27 日医政発０７２７号第１６号・健発０７２７第４号、薬生発０７２７第６号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長連名通知の別紙「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に基づき、別表１の第１欄に定める事業区分ごとに第２欄に定める実施者が行う事業のうち、第３条に定める事業実施計画に記載されたものとする。 第３条～第 17 条（略） （実施期間） 第 18 条　実施期間は、令和３年４月１日から令和３年９月 30 日までとする。 附　則 この要綱は、令和３年６月７日から施行し、令和３年４月１日から適用する。 附　則 この要綱は、令和３年７月21日から施行し、令和３年４月１日から適用する。 附　則

この要綱は、令和３年８月30日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年10月27日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

別表１

１　事業区分	２　実施者
（１）（略）	（略）
（２）新型コロナウイルス感染症対策事業	＜軽症者等の自宅療養及び宿泊療養に係る経費＞ １　政令市 ＜医療従事者の宿泊施設確保に係る経費＞ ２　神奈川モデル認定医療機関（県認定要綱第４条第２項第７号に該当する重点医療機関協力病院は除く）（注１） ３　その他知事が認める者
（３）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	１　神奈川モデル認定医療機関（県認定要綱第４条第２項第７号に該当する重点医療機関協力病院は除く）（注１） ２　その他知事が認める者
（４）帰国者・接触者外来等設備整備事業	１　帰国者・接触者外来 ２　発熱診療等医療機関（注２） ３　外来で抗体カクテル療法の施行を行う医療機関（県認定要綱第４条第２項第７号に該当する重点医療機関協力病院）
（５）～（15）（略）	

この要綱は、令和３年８月30日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

別表１

１　事業区分	２　実施者
（１）（略）	（略）
（２）新型コロナウイルス感染症対策事業	＜軽症者等の自宅療養及び宿泊療養に係る経費＞ １　政令市 ＜医療従事者の宿泊施設確保に係る経費＞ ２　神奈川モデル認定医療機関（注１） ３　その他知事が認める者
（３）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	１　神奈川モデル認定医療機関（注１） ２　その他知事が認める者
（４）帰国者・接触者外来等設備整備事業	１　帰国者・接触者外来 ２　発熱診療等医療機関（注２）
（５）～（15）（略）	

（16）新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業	＜職域接種会場の設置、運営に係る経費＞ 1　中小企業又は団体（注９） 2　大学等（注10）

（注１）～（注８）（略）

（注９）　中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもので、当該中小企業又は団体が接種を委託した外部の医療機関が出張して実施する職域接種に限る。

（注10）　大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が 別に定める地域貢献の基準を満たすもので、当該大学等が接種を委託した外部の医療機関が出張して実施する職域接種に限る。

別表２

1　事業区分	2　基準額	3　対象経費
（1）～（15）（略）	（略）	（略）
（16）新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 （職域接種促進のための支援） ・職域接種会場の設置、運営に係る経費 接種１回当たり1,000円	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃

（注１）～（注８）（略）

別表２

1　事業区分	2　基準額	3　対象経費
（1）～（15）（略）	（略）	（略）

（略）

		料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金	
（略）			

【記載例・今回初めて申請する場合】

第２号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号　０００－００００
所在地　○○○○○○○○○○○○○○○○
請求者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）
○○○○○○○○○○○○　○○○○○

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
交付申請書

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱第４条第１項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

1　（新規）・　変更　）交付申請額　　金○○○○○円

交付を受けたい金額の合計を記入してください。

2　令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）（別紙３）

3　事業の実施に要する経費に関する調書（個票）（別紙４（１）～（16））

4　添付書類
(1)　役員等氏名一覧表（第９号様式）
(2)　歳入歳出予算書抄本
(3)　その他参考となる書類（見積書、カタログ、パーテーション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面等）

【記載例・既に交付決定を受けている場合】

第２号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号　０００－００００
所在地　○○○○○○○○○○○○○○○○
請求者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）
○○○○○○○○○○○○　○○○○○

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
交付申請書

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱第４条第１項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

前回交付決定を受けた金額と、今回追加で交付を受けたい金額の合計を記入してください。

１　（　新規　・　変更　）交付申請額　　金○○○○○円

２　令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）（別紙３）

３　事業の実施に要する経費に関する調書（個票）（別紙４（１）～（16））

４　添付書類
(1)　役員等氏名一覧表（第９号様式）
(2)　歳入歳出予算書抄本
(3)　その他参考となる書類（見積書、カタログ、パーテーション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面等）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第２条　補助の対象とする事業は、令和３年10月１日医政発１００１号第１９号・健発１００１第６号、薬生発１００１第４号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長連名通知の別紙「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に基づき、別表１の第１欄に定める事業区分ごとに第２欄に定める実施者が行う事業のうち、第３条に定める事業実施計画に記載されたものとする。

（事業実施計画の作成及び提出）

第３条　補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第１号様式による事業実施計画を作成し、補助の申請に際して、当該計画を知事に提出するものとする。

(1)　事業実施計画を作成する者の名称

(2)　実施する事業の概要及び必要な経費

(3)　その他必要な事項

（申請手続）

第４条　補助金の新規交付申請及び変更交付申請は、補助金の交付を受けようとする者が、第２号様式による申請書に、事業実施計画その他の関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

２　補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助額の算出方法等）

第５条　補助額は、次により算定する。

(1) 別表１の第１欄に定める事業区分ごとに、第２欄に定める実施者に対し、別表２の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）を交付する。

２　前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の決定）

第６条　知事は、第４条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書及び変更交付決定通知書を申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知するものとする。

（申請の取下げ）

第７条　前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知書に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

２　前項の規定により申請の取り下げをしようとする補助事業者は、前条の通知のあった日から 10 日以内に第３号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

（暴力団排除）

第８条　神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第１号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第１号に規定する暴力団員に該当するもの

２　知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警

察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3　知事は、補助事業者が第１項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第９条　規則第５条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1)　知事が適切と認めた法人格を有する団体等への補助金の交付の決定には、次の条件を付する。

ア　補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

イ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

ウ　補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

エ　補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下、「適正化令」という。）第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ　補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、第７号様式によりすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月 30 日までに知事に報告しなければならない（補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行

っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。)。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

ク　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

また、補助事業者が法人その他の団体である場合であって、証拠書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類を引き継がなければならない。

ケ　補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。

コ　補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

サ　その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(2)　市町村への補助金の交付の決定には、次の条件を付する。

ア　補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

イ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

ウ　補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

エ　補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

オ　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ　補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完

了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、第７号様式によりすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

ク　補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第６号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ケ　補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。

コ　補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

サ　その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

シ　市町村が適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、市町村は以下の条件を付さなければならない。

(ｱ)　本号アからキまでに掲げる条件

この場合において、アからウ、オ及びキの規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、「第７号様式」とあるのは「市町村が別に定める様式」と、エ中「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、エ及びキ中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(ｲ)　間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管し

ておかなければならない。

ス　県が付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

（変更の承認）

第10条　補助事業者は、前条第1号アからイ及び第2号アからイに規定する補助事業の内容を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、第4号様式による変更(中止、廃止)承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（状況報告）

第11条　補助事業者は、補助事業の実施状況に関し、第5号様式による実施状況報告書を知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条　規則第12条の規定による実績報告は、第6号様式による実績報告書に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日（第10条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は別に定める日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条　知事は、補助事業の完了又は中止等に係る前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2　知事は、前項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3　補助事業者は、前項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（補助金の支払）

第 14 条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部について概算払いすることができる。

2　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、第８号様式による補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。

（財産処分の承認）

第15条　財産の処分の承認については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」によるものとする。

（書類の提出部数）

第 16 条　規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は２部とする。

（届出事項）

第17条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) その他申請内容に変更があったとき。

（実施期間）

第 18 条　実施期間は、令和３年４月１日から令和３年 12 月 31 日までとする。

附　則

この要綱は、令和３年６月７日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年７月 21 日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年８月 30 日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年 10 月 27 日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

別添２

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業に係る対象地域について

１　趣旨

令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業のうち、「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」については、ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域におけるワクチン接種体制の強化を目的とし、対象地域については、「地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域」とされている。

そこで、本県における当該事業の対象地域の認定について、考え方を整理する。

【参考】（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱から抜粋）

（９）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

エ　留意事項

（ア）ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域として、地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域への派遣を対象とする（※）。

※　地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域として、例えば、次のような地域などが該当すると考えられるが、いずれにしても地域の実情に応じて都道府県が判断した地域を対象とする。

・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域及び確保病床使用割合がステージⅣの指標である50%を超える地域（該当した地域は令和３年11月までの期間中適用）

・医療法に基づき都道府県が定める医師少数区域（二次医療圏）

２　本県の対象地域について

県内全域を対象とする。

※　なお、対象地域となった場合には、令和３年 11 月までの期間対象適用となります。

（対象地域の認定事由）

・　令和３年４月 20 日以降、３政令市については継続的に、その他の市町についても、感染状況に応じて随時、まん延防止等重点措置の対象区域として指定されている。

・　また、令和３年８月２日以降、神奈川県が緊急事態措置区域に指定され、県内全市町村が対象となった。

別表１

１　事業区分	２　実施者
（１）新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	１　政令市 （地域保健法（昭和22年法律第101号）第５条の政令で定める市をいう。以下同じ。）
（２）新型コロナウイルス感染症対策事業	＜軽症者等の自宅療養及び宿泊療養に係る経費＞ １　政令市 ＜医療従事者の宿泊施設確保に係る経費＞ ２　神奈川モデル認定医療機関 （県認定要綱第４条第２項第７号に該当する重点医療機関協力病院は除く）（注１） ３　その他知事が認める者
（３）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	１　神奈川モデル認定医療機関 （県認定要綱第４条第２項第７号に該当する重点医療機関協力病院は除く）（注１） ２　その他知事が認める者
（４）帰国者・接触者外来等設備整備事業	１　帰国者・接触者外来 ２　発熱診療等医療機関（注２） ３　外来で抗体カクテル療法の施行を行う医療機関 （県認定要綱第４条第２項第７号に該当する重点医療機関協力病院）
（５）感染症検査機関等設備整備事業	１　政令市 ２　新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関 （都道府県等を除く機関） ※　２に該当する機関は、県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。
（６）感染症対策専門家派遣等事業	１　政令市
（７）新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	１　市町村 ２　その他知事が認める者
（８）ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴ等医療チーム派遣事業	１　市町村 ２　その他知事が認める者
（９）新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	１　市町村 ２　その他知事が認める者（注３）
（10）新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	１　市町村 ２　その他知事が認める者（注４）
（11）医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	１　県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関として知事が認める者（注５）

別表１

１　事業区分	２　実施者
（12）新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	１　神奈川モデル認定医療機関のうち次に掲げる者（注６） （１）高度医療機関 （２）重点医療機関 （３）重点医療機関協力病院（県認定要綱第４条第２項第５号に該当する協力病院Ａ） ２　その他知事が認める者（注７）
（13）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	１　市町村 ２　疑い患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う機関
（14）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業	１　政令市 ２　新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定を含む。）」である医療機関
（15）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業	１　市町村 ２　その他知事が認める者（注８）
（16）新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業	＜職域接種会場の設置、運営に係る経費＞ １　中小企業又は団体（注９） ２　大学等（注10）

（注１）　神奈川モデル医療機関認定要綱第５条第１項により認定された医療機関をいう。

（注２）　「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和２年９月４日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき県が指定した発熱診療等医療機関

（注３）　新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療が行うことができなくなった医師又は薬剤師が勤務する医療機関・薬局において代わりに診療等に従事するため、医師又は薬剤師の派遣を行う医療機関・薬局。ただし、派遣先となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に１件のみ所在する薬局を対象とする。

（注４）　新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局。ただし、支援対象となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に１件のみ所在する薬局を対象とする。

（注５）　「都道府県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」とは、県が「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」に選出した医療機関もしくは選出を予定している医療機関をいう。

「新型コロナウイルス感染症患者等の受入れを行う医療機関」とは、次に掲げる医療機関とする。

① 帰国者・接触者外来を設置している又は設置を予定している医療機関

② 入院を要する救急患者に対応可能な次の医療機関

- 感染症指定医療機関
- 「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和２年６月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者等のための病床を確保している、もしくは、県の調整等に応じて入院患者等の受入を行う意向がある医療機関。

（注６）　別添「『神奈川モデル』における重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について」を参照のこと。

別表１

１　事業区分	２　実施者

（注７）　体外式膜型人工肺や人工呼吸器等を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等への高度な医療を提供する医療機関

（注８）　県の判断のもと、時間外・休日の医療機関から、ワクチン接種を行う集団接種会場に医師・看護師等の医療従事者を派遣した場合に、当該派遣を行った医療機関（派遣元）

（注９）　中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもので、当該中小企業又は団体が接種を委託した外部の医療機関が出張して実施する職域接種に限る。

（注10）　大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が 別に定める地域貢献の基準を満たすもので、当該大学等が接種を委託した外部の医療機関が出張して実施する職域接種に限る。

別添

「神奈川モデル」における重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について

令和３年10月改訂

1　概要

神奈川県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた医療体制「神奈川モデル」を定め、医療機関間の役割分担及び相互連携による医療提供体制を全国に先駆けて構築してきた。

具体的には、令和２年４月１日付けで「神奈川モデル医療機関認定要綱」（以下「県認定要綱」という。）を定め、各医療機関の役割を認定してきたところである。

一方、国では、令和２年６月16日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」により、重点医療機関等の指定要件を定め、その後、令和３年４月１日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「『新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について 』の改正について」（以下「国事務連絡」という。）により改正を行った。

このため、県認定要綱と国事務連絡との関係を改めて整理する。

2　定義

（1）神奈川モデル重点医療機関等　県認定要綱第２条に定める高度医療機関、第３条に定める重点医療機関及び次項に定める神奈川モデル協力病院Ａ

（2）神奈川モデル協力病院Ａ　県認定要綱第４条に定める重点医療機関協力病院のうち同条第２項第１号、第２号、第５号又は第６号に該当する医療機関

（3）神奈川モデル協力病院Ｂ　県認定要綱第４条に定める重点医療機関協力病院のうち同条第２項第３号、第４号又は第７号に該当する医療機関

（4）国の重点医療機関　国事務連絡の別紙１「新型コロナウイルス感染症重点医療機関について」に定める指定要件（施設要件、受入患者に関する要件、機能要件等）に合致する医療機関

（5）国の協力医療機関　国事務連絡の別紙２「新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」に定める指定要件（施設要件、受入患者に関する要件、機能要件等）に合致する医療機関

3　国の指定要件との関係

（1）神奈川モデル重点医療機関等については、国の重点医療機関の指定要件に合致していれば、県が神奈川モデル重点医療機関等に認定した日に遡って国の重点医療機関に指定したものとする。（ただし、協力病院Ａについては、県認定要綱第４条第２項第５号に該当する医療機関）

この場合、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱別表１に定める事業区分(1)のうち消毒経費及び(2)並びに令和３年度神奈

川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表１に定める事業区分(2)のうち医療従事者の宿泊施設確保等、(3)及び(12)の実施者となることができる。

なお、病床確保料については、国事務連絡別添にある「重点医療機関である特定機能病院等」又は「重点医療機関である一般病院」の上限額を適用する。

（２）神奈川モデル協力病院Ａのうち疑い患者の受入れを行う医療機関（県認定要綱第４条第２項第１号又は第２号に該当）については、国の協力医療機関の指定要件に合致していれば、県が神奈川モデル協力病院Ａに認定した日に遡って国の協力医療機関に指定したものとする。

この場合、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱別表１に定める事業区分(1)のうち病床確保料及び消毒経費並びに令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表１に定める事業区分(2)医療従事者の宿泊施設確保等及び(3)の実施者となることができる。

なお、病床確保料については、国事務連絡別添にある「協力医療機関」の上限額を適用する。

（３）神奈川モデル協力病院Ａのうち中和抗体薬の投与による抗体カクテル療法の施行を行うために確保した専用病床において、神奈川県又は保健所設置市から紹介のあった中和抗体薬適応患者の短期入院を受け入れる医療機関（県認定要綱第４条第２項第６号に該当）については、国の指定要件に合致しないことから、国の重点医療機関及び国の協力医療機関には指定しない。

この場合、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱別表２に定める事業区分(1)のうち病床確保料及び消毒経費並びに令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表１(2)に定める医療従事者の宿泊施設確保等及び(3)の実施者となることができる。

なお、病床確保料については、厚生労働省医政局経理室、健康局結核感染症課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」にある新型コロナウイルス感染症対策事業の上限額を適用する。

（４）神奈川モデル協力病院Ｂのうち新型コロナウイルス感染症以外の患者の入院管理等を行う医療機関（県認定要綱第４条第２項第３号又は第４号に該当）については、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱別表１に定める事業区分(1)のうち消毒経費並びに令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表１(2)に定める医療従事者の宿泊施設確保等及び(3)の実施者となることができる。

（５）神奈川モデル協力病院Ｂのうち中和抗体薬の適応患者に対し、外来で抗体カクテル療法の施行を行う医療機関（県認定要綱第４条第２項第７号に該当）は、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表１(4)の実施者となることができる。

（６）神奈川モデル重点医療機関等で、国の重点医療機関の指定要件に合致しないが、新型コロナウイルス感染症患者に高度な医療を提供する医療機関については、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表１に定める事業区分(12)の実施者となることができる。

なお、高度な医療を提供する医療機関とは、体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、整備対象設備を組み合わせて様々な容態の患者に対して効果的な治療を行う医療機関を指す。

（参考）国の重点医療機関の主な指定要件

施設要件	（１）病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者用の病床確保を行っていること。 ※　看護体制の１単位をもって病棟として取り扱う。病棟単位の考え方は診療報酬上の考え方に依拠する。 ただし、ICU病床内などで看護単位を分けることが困難な場合、１看護単位を日ごとのシフト調整により「新型コロナ患者対応」と「一般患者対応」などに分割し、同日中に陽性又は疑い患者と一般患者を診療しない体制であっても要件に該当する。 （２）確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。 （３）新型コロナウイルス感染症患者等専用の病床は、療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。
受入患者（確定患者又は疑い患者）に関する要件	（１）既にPCR検査又は抗原検査で陽性と確定している患者 （２）都道府県からの要請に基づき受入れを行っている、新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第１２条第１項の疑似症の届け出が出されているものに限る。）
機能要件	都道府県に対してあらかじめ日々の対象となる患者の受入可能数と最大受入可能数を示し、都道府県調整本部から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れ、正当な理由なく断らないこと。
報告事項	重点医療機関の管理者（代理の者）は重点医療機関として指定されている期間中は、毎日 G-MIS 及び HER-SYS に空床数や患者の重症度等の入力を行うこと。

（参考）国の協力医療機関の主な指定要件

施設要件	（１）新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床を確保していること。

	（２）確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。 （３）新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床は、個室であり、トイレやシャワーなど他の患者と独立した動線であること。 （４）新型コロナウイルス感染症疑い患者に対して必要な検体採取が行えること。 （５）新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床は、療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。
受入患者（疑い患者）に関する要件	都道府県からの要請に基づき受入れを行っている、新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第１項の疑似症の届け出が出されているものに限る。）
機能要件	都道府県に対してあらかじめ日々の対象となる患者の受入可能数と最大受入可能数を示し、都道府県調整本部から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること、正当な理由なく断らないこと。
報告事項	協力医療機関の管理者（代理の者）は協力医療機関として指定されている期間中は、毎日G-MIS及びHER-SYSに空床数や患者の重症度等の入力を行うこと。

（参考）神奈川モデル認定医療機関が実施者となる事業内容一覧

事業内容		神奈川県モデル認定医療機関								
		高度	重点	協力病院						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金										
(1)	新型コロナウイルス感染症対策事業（病床確保料）			○	○				○	
	新型コロナウイルス感染症対策事業（消毒経費）	○	○	○	○	○	○	○	○	
(2)	新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	○	○					○		
令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）										
(2)	新型コロナウイルス感染症対策事業（医療従事者宿泊）	○	○	○	○	○	○	○	○	
(3)	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	○	○	○	○	○	○	○	○	
(4)	帰国者・接触者外来等設備整備事業									○
(12)	新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	○	○					○		

（参考）神奈川モデル認定医療機関と国の重点医療機関等との関係

神奈川モデル		国の重点医療機関	国の協力医療機関	その他
高度医療機関		○		
重点医療機関		○		
重点医療機関協力病院	①		○	
	②		○	
	③			○
	④			○
	⑤	○		
	⑥			○
	⑦			○

※国の重点医療機関及び国の協力医療機関は、国が定める指定要件を満たす必要がある。

別表２

１　事業区分	２　基準額	３　対象経費
（１）新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
（２）新型コロナウイルス感染症対策事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・宿泊施設借上げ費の室料 １室当たり13,100円／日 ・食費　１食当たり1,500円 （飲料代及び配送費は除く） １日当たり4,500円 （飲料代及び配送費は除く）	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費
（３）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・初度設備費　１床当たり　133,000円 ・人工呼吸器及び付帯する備品 １台当たり 5,000,000円 ・個人防護具　１人当たり　3,600円 ・簡易陰圧装置 １床当たり 4,320,000円 ・簡易ベッド　１台当たり　51,400円 ・体外式膜型人工肺及び付帯する備品 １台当たり21,000,000円 ・簡易病室(注1)及び付帯する備品 実費相当額	初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
（４）帰国者・接触者外来等設備整備事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） １施設当たり　905,000円 ・HEPAフィルター付パーテーション １台当たり　205,000円 ・個人防護具　１人当たり　3,600円 ・簡易ベッド　１台当たり　51,400円 ・簡易診療室(注2)及び付帯する備品 実費相当額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
（５）感染症検査機関等設備整備事業	知事が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
（６）感染症対策専門家派遣等事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、時間外勤務手当、特殊勤務手当、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金

1　事業区分	2　基準額	3　対象経費
（7）新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・医師　１人１時間当たり7,550円 ・医師以外の医療従事者 １人１時間当たり2,760円 （重点医療機関に派遣する場合） ・医師　１人１時間当たり15,100 円 ・医師以外の医療従事者 １人１時間当たり 5,520 円 令和３年８月19日以降に重点医療機関に医師以外の医療従事者を派遣する場合　１人１時間当たり 8,280 円 ※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。 （重点医療機関に新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する看護職員を派遣する場合） ・看護職員　１人１時間当たり 8,280 円 ※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される看護職員の処遇に配慮するよう留意すること。	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金

1　事業区分	2　基準額	3　対象経費
（8）DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 （医療チーム派遣経費） ・医師　１人１時間当たり7,550円 ・医師以外の医療従事者 １人１時間当たり2,760円 ・業務調整員 １人１時間当たり1,560円 （令和３年８月16日以降に 臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーションに派遣する場合） ・医師　１人１時間当たり15,100円 ・医師以外の医療従事者 １人１時間当たり 5,520円 ・業務調整員 １人１時間当たり 3,120円 ※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。 （重点医療機関に派遣する場合） ・医師　１人１時間当たり15,100 円 ・医師以外の医療従事者 １人１時間当たり 5,520 円 令和３年８月19日以降に重点医療機関に医師以外の医療従事者を派遣する場合　１人１時間当たり 8,280 円 ・業務調整員 １人１時間当たり 3,120 円 ※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。 （重点医療機関に新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する看護職員を派遣する場合） ・看護職員　１人１時間当たり 8,280 円 ※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される看護職員の処遇に配慮するよう留意すること。 （医療チーム活動費） 実費相当額 ※医療チームの活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。	賃金、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、材料費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、補助及び交付金

1　事業区分	2　基準額	3　対象経費
（9）新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・医師　１人１時間当たり7,550円 ・薬剤師　１人１時間当たり2,760円 （重点医療機関に派遣する場合） ・医師　１人１時間当たり15,100 円 ・薬剤師　１人１時間当たり5,520 円 令和３年８月19日以降に重点医療機関に薬剤師を派遣する場合 １人１時間当たり 8,280 円 ※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・薬剤師の処遇に配慮するよう留意すること。	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金
（10）新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 購入額の1/2（事業者負担が1/2） ※購入額の上限は１台当たり905,000円 ※１施設当たりの上限は２台（但し薬局については１台） ・消毒費用等　総事業費の1/2（事業者負担が1/2） ※総事業費の上限は１施設当たり600,000円	需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(11)医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・１施設当たり1,083,000円とし、入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、1か所に限り429,000円を加算する。	備品購入費、補助及び交付金
（12）新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・超音波画像診断装置 １台当たり　11,000,000円 ・血液浄化装置 １台当たり　6,600,000円 ・気管支鏡 １台当たり　5,500,000円 ・ＣＴ撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） １台当たり　66,000,000円 ・生体情報モニタ １台当たり　1,100,000円 ・分娩監視装置 １台当たり　2,200,000円 ・新生児モニタ １台当たり　1,100,000円	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金

1　事業区分	2　基準額	3　対象経費
（13）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・初度設備費　１床当たり133,000円 ・個人防護具　１人当たり3,600円 ・簡易陰圧装置 １床当たり4,320,000円 ・簡易ベッド　１台当たり51,400円 ・簡易診療室(注２)及び付帯する備品 実費相当額 ・HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。） １施設当たり905,000円 ・HEPAフィルター付パーテーション １台当たり205,000円 ・消毒経費　実費相当額 ・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 １施設当たり300,000円 ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 １台当たり1,500,000円 ※ 事務委託料等については、令和２年度に交付された新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業及び医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の精算事務に係る経費に限る。	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
（14）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・入院医療機関　１施設当たり10,000,000円 ・宿泊療養施設　１施設当たり 2,000,000円	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
（15）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・医師　１人１時間当たり7,550円 ・医師以外の医療従事者 １人１時間当たり2,760円 ※時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業については、市町村の補助金交付事務に係る事務委託料・事務費も対象となる。	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
（16）新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 （職域接種促進のための支援） ・職域接種会場の設置、運営に係る経費 接種１回当たり1,000円	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金

（注１）簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。

（注２）簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

第１号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号
所在地
提出者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
事業実施計画

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱第３条の規定に基づき、次のとおり事業実施計画を提出します。

１　令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（別紙１）

２　事業の実施に要する経費に関する調書（別紙２）

３　添付書類

第２号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号
所在地
申請者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
交付申請書

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱第４条第１項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

１　（　新規　・　変更　）交付申請額　　金　　円

２　令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）（別紙３）

３　事業の実施に要する経費に関する調書（個票）（別紙４（１）～（16））

４　添付書類
(1)　役員等氏名一覧表（第９号様式）
(2)　歳入歳出予算書抄本
(3)　その他参考となる書類（見積書、カタログ、パーテーション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面等）

第３号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号
所在地
届出者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
交付申請取下げ届出書

令和　年　月　日付け　第　号をもって交付決定のあった令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の交付の申請は、次の理由により取り下げたいので、令和３年神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱第７条第２項の規定に基づき届け出ます。

〈取下げを必要とする理由〉

第４号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号
所在地
申請者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
事業変更(中止、廃止)承認申請書

令和　年　月　日付け　第　号をもって交付決定のあった令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に係る事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱第10条の規定に基づき申請します。

1　変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2　変更（中止、廃止）の理由

第５号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号
所在地
報告者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
事業実施状況報告書

令和　年　月　日付け 第　　号をもって交付決定のあった令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に係る実施状況に関し、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1　補助事業実施状況の概要

2　補助事業の実施に要する経費の使用状況

（単位：円）

補助事業に要する経費の区分	補助事業に要する経費		
	計画額	実績額 （年月日～年月日）	支出見込額 （年月日～年月日）
合　計			

第６号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号
所在地
報告者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
事業実績報告書

令和　年　月　日付け 第　　号をもって交付決定のあった令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助事業を完了（中止、廃止）しましたので、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱第 12 条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　精　算　額　　金　　円

２　令和３年神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施実績（別紙５）

３　事業の実施に要した経費精算額算出内訳（別紙６）

４　添付書類

(1)　歳入歳出決算書抄本

(2)　別紙６に掲げる対象経費の支出額を証する資料

(3)　別紙６に掲げる総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料

(4)　契約書の写し、納品書の写し等

第７号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号
所在地
報告者氏名又は名称　（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和３年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和　年　月　日付け　第　号をもって交付決定のあった令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）について、令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱第９条第１号キ及び第２号キの規定に基づき、次のとおり報告します。

１　補助金の額の確定額	金	円
２　消費税の申告の有無（どちらかを選択）	有　・　無	
（２で「無」を選択の場合は以下不要）		
３　仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択）	一般課税　・　簡易課税	
（３で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）		
４　補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
５　消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
６　補助金返還相当額（５から４の額を差し引いた額）	金	円

（注）１　別紙として積算の内訳を添付すること。
　　２　補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

第８号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

令和　　年　　月　　日

神奈川県知事　　殿

郵便番号
所在地
報告者氏名又は名称　（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
支払請求書

令和　年　月　日付け 第　　号をもって交付決定のあった令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金の精算払い（第 回概算払い）を受けたいので、令和３年神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金交付要綱第14条第２項の規定に基づき、次のとおり請求します。

１．今回請求額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

２．請求額の内訳

①　交付決定額	円	
②　確　定　額	円	実績額
③　既受領額	円	
④　今回請求額	円	②－③
⑤　残　　額	円	②－(③+④)

３．補助金振込先

金融機関名		本店・支店
金融機関コード		
口座番号	普通・当座	
口座名義（カナ）		

第９号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

役 員 等 氏 名 一 覧 表

年　月　日現在の役員

役職名	氏　名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男･女)	住　所
代表者			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		
			T S H　．　．		

記載されたすべての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意していることを証します。

氏名又は法人名称
（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和３年10月

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の申請にあたって

○補助金の申請書のうち、【別紙１、別紙２、別紙３、別紙４】の作成にあたっては、このエクセルを使用してください。

○エクセルへの入力にあたっては、薄水色で着色されたセルに、金額や文字を入力してください。

○白色（無着色）のセルには、計算式等が既に入力されています。

○別紙４を作成すると、別紙１、別紙２、別紙３の必要な項目が自動で転記されます。

○そのため、別紙４から作成すると便利です。

別紙１から４の様式は次のとおりです。

別紙１	令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画
別紙２	事業の実施に要する経費に関する調書（令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分））
別紙３（#）	令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）
別紙４（#）	事業の実施に要する経費に関する調書（個票）

このうち、別紙３、別紙４につきましては、エクセルのシートに（）カッコで番号が附番されています。各事業ごと別紙３及び別紙４の提出が必要です。

（1）	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業
（2）	新型コロナウイルス感染症対策事業
（3）	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業
（4）	帰国者・接触者外来等設備整備事業
（5）	感染症検査機関等設備整備事業
（6）	感染症対策専門家派遣等事業
（7）	新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業
（8）	ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴ等医療チーム派遣事業
（9）	新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業
(10)	新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業
(11)	医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業
(12)	新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業
(13)	新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業
(14)	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業
(15)	時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業
(16)	新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

別紙１

令和３年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画

事業者名：

事業区分	事業概要	総事業費 (A) 円	うち国庫交付額 (H) (千円未満切捨)円	備考
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業				
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業				
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業				
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業				
(5) 感染症検査機関等設備整備事業				
(6) 感染症対策専門家派遣等事業				
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業				
(8) ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴ等医療チーム派遣事業				
(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業				
(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業				
(11) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業				
(12) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業				
(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業				
(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業				
(15) 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業				
(16) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業				
合計				

別紙２

令和３年度 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）事業実施額内訳書

事業区分	総事業費 (A) 円	事業における寄付金その他収入額 (B) 円	総事業費から寄付金その他収入額を控除した額 (C)＝(A)－(B) 円	選定額 (D) 円	公費補助額 (E)＝(C)or(D) (千円未満切捨)円	変更申請時		備考
						既交付決定額 (F) 円	増減額 (G)＝(E)－(F) 円	
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業								
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業								
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業								
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業								
(5) 感染症検査機関等設備整備事業								
(6) 感染症対策専門家派遣等事業								
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業								
(8) ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴ等医療チーム派遣事業								
(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業								
(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業								
(11) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業								
(12) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業								
(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業								
(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業								
(15) 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業								
(16) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業								
合計								

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　（円）

名　　称	内訳	事業費（総額）
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業		
計		

3 事　業　費　（千円）

（歳入）		（歳出）	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本
2 カタログ及び見積書
3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　(円)

名　　称	内訳	事業費（総額）
①軽症者等の療養体制の確保に係る経費		
②その他（医療従事者の宿泊施設借上げ費等）		
計		

3 事　業　費　(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本
2 カタログ及び見積書
3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　（円）

名　　称	内訳	事業費（総額）
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業		
計		

3 事　業　費　（千円）

（歳入）		（歳出）	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本
2 カタログ及び見積書
3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　(円)

名　　称	内訳	事業費（総額）
帰国者・接触者外来等設備整備事業		
計		

3 事　業　費　(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本
2 カタログ及び見積書
3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	(5) 感染症検査機関等設備整備

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　（円）

名　　称	内訳	事業費（総額）
感染症検査機関等設備整備事業		
計		

3 事　業　費　（千円）

（歳入）		（歳出）	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本
2 カタログ及び見積書
3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	(6) 感染症対策専門家派遣等事業

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　(円)

名　　称	内訳	事業費（総額）
感染症対策専門家派遣等事業		
計		

3 事　業　費　(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本
2 カタログ及び見積書
3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　　(円)

名　　称	内訳	事業費（総額）
新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業		
計		

3 事　業　費　　(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本

2 カタログ及び見積書

3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	(8) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　(円)

名　　称	内訳	事業費（総額）
①医療チーム派遣経費		
②医療チーム活動費		
計		

3 事　業　費　(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本
2 カタログ及び見積書
3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　（円）

名　　称	内訳	事業費（総額）
新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業		
計		

3 事　業　費　（千円）

（歳入）		（歳出）	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本
2 カタログ及び見積書
3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	(10)新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　(円)

名　　称	内訳	事業費（総額）
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業		
計		

3 事　業　費　(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本
2 カタログ及び見積書
3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	(11) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　(円)

名　　称	内訳	事業費（総額）
医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業		
計		

3 事　業　費　(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本
2 カタログ及び見積書
3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	（12）新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　（円）

名　　称	内訳	事業費（総額）
新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業		
計		

3 事　業　費　（千円）

（歳入）		（歳出）	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本
2 カタログ及び見積書
3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	（13）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　（円）

名　　称	内訳	事業費（総額）
新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業		
計		

3 事　業　費　（千円）

（歳入）		（歳出）	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本
2 カタログ及び見積書
3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　(円)

名　称	内訳	事業費（総額）
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業		
計		

3 事　業　費　(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本
2 カタログ及び見積書
3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	（15）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　（円）

名　　称	内訳	事業費（総額）
①　派遣に関する経費		
計		

3 事　業　費　（千円）

（歳入）		（歳出）	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本
2 カタログ及び見積書
3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙3

令和３年度　神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事　業　者　名	医療法人　●●会　○○病院
代　表　者　名	院長　○○　△△
事　業　区　分	（16）新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

Ⅰ　事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容　（円）

名　　称	内訳	事業費（総額）
①　接種会場の設置、運営に係る経費		
計		

3 事　業　費　（千円）

（歳入）		（歳出）	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

Ⅱ　添付書類

1 予算書（又は見込書）抄本
2 カタログ及び見積書
3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙４（１）

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業

対象経費		対象経費支出予定額		備考	添付資料番号等
		積算内訳	金額(円)【b】		
賃金・報酬・謝金					
会議費					
旅費					
需用費	消耗品費				
	印刷製本費				
	材料費				
	光熱水費				
	燃料費				
	修繕料				
役務費	通信運搬費				
	手数料				
	保険料				
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
補助及び交付金					
		別紙２_総事業費(A) 別紙２_選定額　(D)			

別紙４（２）

新型コロナウイルス感染症対策事業

①軽症者等の療養体制の確保に係る経費

対象経費		延べ借り上げ日数	基準額 単価(円)	基準額 金額(円)【a】	対象経費支出予定額 単価(円)	対象経費支出予定額 金額(円)【b】	選定額(円) (a or b)	備考	添付資料番号等
宿泊施設借上に係る室料			13,100						
有料施設等（会議室、レストラン等）									
食　費	１食		1,500						
	１日		4,500						
					計				

対象経費		対象経費支出予定額 積算内訳	対象経費支出予定額 金額(円)【b】	選定額(円)	備考	添付資料番号等
賃金・報酬・謝金						
会議費						
旅費						
需用費	消耗品費					
	印刷製本費					
	材料費					
	光熱水費					
	燃料費					
	修繕料					
役務費	通信運搬費					
	手数料					
	保険料					
委託料						
使用料及び賃借料					※宿泊施設借上に係る室料、有料施設等を除く	
備品購入費						
補助及び交付金						
往診等に要する経費						
		計				
		小　計①				

別紙４（２）

②その他（医療従事者の宿泊施設借上げ費等）

対象経費	対象経費支出予定額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
	積算内訳	金額(円)【b】			
	小　計②				

別紙２_総事業費(A)	①+②		
別紙２_選定額　(D)	①+②		

別紙４（３）

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

品目	基準額			対象経費支出予定額				選定額(円) (a or b)	備考	添付資料番号等
	員数	単価(円)	金額(円)【a】	規格	数量	単価(円)	金額(円)【b】			
新設・増設に伴う初度設備		133,000								
人工呼吸器及び付帯する備品		5,000,000								
個人防護具		3,600								
簡易陰圧装置		4,320,000								
簡易ベッド		51,400								
体外式膜型人工肺及び付帯する備品		21,000,000								
簡易病室及び付帯する備品										
				別紙２_総事業費(A)						
				別紙２_選定額 (D)						

別紙４（４）

帰国者・接触者外来等設備整備事業

品目	基準額			対象経費支出予定額				選定額(円)	備考	添付資料番号等
	員数	単価(円)	金額(円)【a】	規格	数量	単価(円)	金額(円)【b】	(a or b)		
ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機		905,000								
ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション		205,000								
個人防護具		3,600								
簡易ベッド		51,400								
簡易診療室及び付帯する備品										
					別紙２_総事業費(A)					
					別紙２_選定額　(D)					

別紙４（５）

感染症検査機関等設備整備事業

品目	対象経費支出予定額				備考	添付資料番号等
	規格	数量	単価(円)	金額(円)【b】		
次世代シークエンサー						
リアルタイムＰＣＲ装置						
等温遺伝子増幅装置						
全自動化学発光酵素免疫測定装置						
		別紙２_総事業費(A) 別紙２_選定額　(D)				

別紙４（６）

感染症対策専門家派遣等事業

対象経費		対象経費支出予定額		備考	添付資料番号等
		積算内訳	金額(円)【b】		
賃金・報酬・謝金					
時間外勤務手当					
特殊勤務手当					
会議費					
旅費					
需用費	消耗品費				
	印刷製本費				
	材料費				
	光熱水費				
	燃料費				
	修繕料				
役務費	通信運搬費				
	手数料				
	保険料				
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
補助及び交付金					
		別紙２_総事業費(A) 別紙２_選定額　(D)			

別紙４（７）

新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

対象経費	従事者数	延べ時間数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
			単価(円)	金額(円)【a】	単価(円)	金額(円)【b】	(a or b)		
医師			7,550						
医師以外の医療従事者			2,760						
医師 （重点医療機関に派遣する場合）			15,100						
医師以外の医療従事者 （重点医療機関に派遣する場合）			5,520						
医師以外の医療従事者 （令和３年８月19日以降に重点医療機関に派遣する場合）			8,280						
看護職員 （重点医療機関に新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する看護職員を派遣する場合）			8,280						
				別紙２_総事業費(A)					
				別紙２_選定額　(D)					

別紙４（８）

DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業

①医療チーム派遣経費

対象経費	従事者数	延べ時間数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円) (a or b)	備考	添付資料番号等
			単価(円)	金額(円)【a】	単価(円)	金額(円)【b】			
医師			7,350						
医師以外の医療従事者			2,760						
業務調整員			1,360						
医師 （令和３年８月18日以降に臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーションに派遣する場合）			15,100						
医師以外の医療従事者 （令和３年８月18日以降に臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーションに派遣する場合）			5,520						
業務調整員 （令和３年８月18日以降に臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーションに派遣する場合）			3,120						
医師 （重点医療機関に派遣する場合）			15,100						
医師以外の医療従事者 （重点医療機関に派遣する場合）			5,520						
医師以外の医療従事者 （令和３年８月18日以降に重点医療機関に派遣する場合）			8,280						
業務調整員 （重点医療機関に派遣する場合）			3,120						
看護職員 （重点医療機関に新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する看護職員を派遣する場合）			8,280						
				小計①					

②医療チーム活動費

対象経費		対象経費支出予定額 積算内訳	金額(円)【b】	選定額(円)	備考	添付資料番号等
賃金・報酬・謝金						
旅費						
需用費	消耗品費					
	材料費					
	燃料費					
	食糧費					
役務費	通信運搬費					
	手数料					
	保険料					
委託料						
使用料及び賃借料						
補助及び交付金						
		小計②				

別紙２ 総事業費(A)		
別紙２ 選定額 (D)		

別紙４（9）

新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業

対象経費	従事者数	延べ時間数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
			単価(円)	金額(円)【a】	単価(円)	金額(円)【b】	(a or b)		
医師			7,550						
薬剤師			2,760						
医師 （重点医療機関に派遣する場合）			15,100						
薬剤師 （重点医療機関に派遣する場合）			5,520						
薬剤師 （令和３年８月19日以降に重点医療機関に派遣する場合）			8,280						
				別紙２_総事業費(A)					
				別紙２_選定額　(D)					

別紙４（10）

新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業

品目	基準額			対象経費支出予定額				選定額(円)	備考	添付資料番号等
	員数	単価(円)	金額(円)【a】	規格	数量	単価(円)	金額(円)【b】	(a or b)		
【医療機関】ＨＥＰＡフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）		905,000	905,000						※購入額の1/2を補助	
【薬局】ＨＥＰＡフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）		905,000							※購入額の1/2を補助	
消毒費用等			600,000						※購入額の1/2を補助	
				別紙２_総事業費(A)						
				別紙２_選定額　(D)						

別紙４（11）

医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

対象経費	対象経費支出予定額		備考	添付資料番号等
	積算内訳	金額（円）【b】		
備品購入費				
補助及び交付金				
	別紙２_総事業費(A) 別紙２_選定額　(D)	0		

別紙４（12）

新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

品目	基準額			対象経費支出予定額				選定額(円)	備考	添付資料番号等
	員数	単価(円)	金額(円)【a】	規格	数量	単価(円)	金額(円)【b】	(a or b)		
超音波画像診断装置		11,000,000								
血液浄化装置		6,600,000								
気管支鏡		5,500,000								
ＣＴ撮影装置等 （画像診断支援プログラム含む）		66,000,000								
生体情報モニタ		1,100,000								
分娩監視装置		2,200,000								
新生児モニタ		1,100,000								
				別紙２_総事業費(A)						
				別紙２_選定額　(D)						

別紙４（13）

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

①設備整備等事業

品目	基準額			対象経費支出予定額				選定額(円)	備考	添付資料番号等
	員数	単価(円)	金額(円)【a】	規格	数量	単価(円)	金額(円)【b】	(a or b)		
新設・増設に伴う初度設備		133,000								
個人防護具		3,600								
簡易陰圧装置		4,320,000								
簡易ベッド		51,400								
簡易診療室及び付帯する備品										
ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）		905,000								
ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション		205,000								
消毒経費										
疑い患者の診療に要する備品（救急医療を担う医療機関）		300,000								
疑い患者に使用する保育器（周産期医療又は小児医療を担う医療機関）		1,500,000								
		1,500,000								
					別紙２_総事業費(A)					
					別紙２_選定額　(D)					

別紙４（14）

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業

①入院医療機関

対象経費		対象経費支出予定額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
		積算内訳	金額(円)【b】			
賃金・報酬・謝金						
会議費						
旅費						
需用費	消耗品費					
	印刷製本費					
	材料費					
	光熱水費					
	燃料費					
	修繕料					
	医薬材料費					
役務費	通信運搬費					
	手数料					
	保険料					
委託料						
使用料及び賃借料						
備品購入費						
補助及び交付金						
	計					

②軽症者等の療養体制の確保に係る経費

対象経費		対象経費支出予定額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
		積算内訳	金額(円)【b】			
賃金・報酬・謝金						
会議費						
旅費						
需用費	消耗品費					
	印刷製本費					
	材料費					
	光熱水費					
	燃料費					
	修繕料					
	医薬材料費					
役務費	通信運搬費					
	手数料					
	保険料					
委託料						
使用料及び賃借料						
備品購入費						
補助及び交付金						
	計					

別紙４（15）　　時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

① 派遣に関する経費

対象経費	従事者数	延べ時間数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円) (a or b)	備考	添付資料番号等
			単価(円)	金額(円)【a】	単価(円)	金額(円)【b】			
医師			7,550						
医師以外の医療従事者			2,760						
				対象経費①					
				小計①					

② その他経費（市町村の補助金交付事務に係る委託料・事務費）

対象経費		対象経費支出予定額		備考	添付資料番号等		
		積算内訳	金額(円)【b】				
賃金・報酬・謝金							
会議費							
旅費							
需用費	消耗品費						
	印刷製本費						
	材料費						
	光熱水費						
	燃料費						
役務費	通信運搬費						
	手数料						
	保険料						
委託料							
使用料及び賃借料							
備品購入費							
補助及び交付金						総事業費計別紙2(A)	
		小計②				合計（①＋②）別紙2(D)	

別紙４（16）　　新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

① 接種会場の設置、運営に係る経費

対象経費		対象経費支出予定額		備考	添付資料番号等
		積算内訳	金額(円)		
賃金・報酬・謝金					
会議費					
旅費					
需用費	消耗品費				
	印刷製本費				
	材料費				
	光熱水費				
	燃料費				
	修繕料				
役務費	通信運搬費				
	手数料				
	保険料				
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
補助及び交付金					
		別紙２_総事業費　(A)			

② 接種会場の設置、運営に係る経費の上限額

対象経費	接種回数(a)	基準額(b)	選定額(円)	備考	添付資料番号等
		単価(円)	(a×b)		
接種会場の設置、運営に係る経費		1,000			
		別紙２_選定額　(D)			

令和３年10月

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の申請にあたって

○補助金の実績報告書のうち、【別紙５、別紙６】の作成にあたっては、このエクセルを使用してください。

○エクセルへの入力にあたっては、薄水色で着色されたセルに、金額や文字を入力してください。

○白色（無着色）のセルには、計算式等が既に入力されています。

○別紙６（＃）を作成すると、別紙５、別紙６の必要な項目が自動で転記されます。

○そのため、別紙６（＃）から作成すると便利です。

別紙１から４の様式は次の通りです。

別紙５	令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施実績
別紙６	事業の実施に要した経費精算額算出内訳（令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
別紙６（＃）	事業の実施に要した経費に関する調書（個票）

このうち、別紙６につきましては、エクセルのシートに（）カッコで番号が附番されています。各事業ごと別紙６の提出が必要です。

（１）	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業
（２）	新型コロナウイルス感染症対策事業
（３）	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業
（４）	帰国者・接触者外来等設備整備事業
（５）	感染症検査機関等設備整備事業
（６）	感染症対策専門家派遣等事業
（７）	新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業
（８）	ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴ等医療チーム派遣事業
（９）	新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業
(10)	新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業
(11)	医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業
(12)	新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業
(13)	新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業
(14)	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業
(15)	時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業
(16)	新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

別紙５

令和３年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施実績

事業者名：

事業区分	事業概要	総事業費 (A) 円	うち国庫交付額 (H) (千円未満切捨)円	備考
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業				
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業				
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業				
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業				
(5) 感染症検査機関等設備整備事業				
(6) 感染症対策専門家派遣等事業				
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業				
(8) ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴ等医療チーム派遣事業				
(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業				
(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業				
(11) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業				
(12) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業				
(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業				
(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業				
(15) 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業				
(16) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業				
合計				

別紙６

事業の実施に要した経費精算額算出内訳（令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）

事業区分	総事業費 (A) 円	事業における 寄付金その他 収入額 (B) 円	総事業費から 寄付金その他 収入額を控除した額 (C)＝(A)－(B) 円	選定額 (D) 円	公費補助額 (E)＝(C)or(D) （千円未満切捨）円	変更申請時		備考
						既交付決定額 (F) 円	増減額 (G)＝(E)－(F) 円	
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業								
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業								
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業								
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業								
(5) 感染症検査機関等設備整備事業								
(6) 感染症対策専門家派遣等事業								
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業								
(8) ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴ等医療チーム派遣事業								
(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業								
(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業								
(11) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業								
(12) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業								
(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業								
(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業								
(15) 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業								
(16) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業								
合計								

別紙６（１）

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業

対象経費		対象経費支出額		備考	添付資料番号等
		積算内訳	金額(円)【b】		
賃金・報酬・謝金					
会議費					
旅費					
需用費	消耗品費				
	印刷製本費				
	材料費				
	光熱水費				
	燃料費				
	修繕料				
役務費	通信運搬費				
	手数料				
	保険料				
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
補助及び交付金					
		別紙６_総事業費(A) 別紙６_選定額　(D)			

別紙６（２）

新型コロナウイルス感染症対策事業

①軽症者等の療養体制の確保に係る経費

対象経費		延べ借り上げ日数	基準額 単価(円)	基準額 金額(円)【a】	対象経費支出額 単価(円)	対象経費支出額 金額(円)【b】	選定額(円) (a or b)	備考	添付資料番号等
宿泊施設借上に係る室料			13,100						
有料施設等（会議室、レストラン等）									
食　費	１食		1,500						
	１日		4,500						
					計				

対象経費		対象経費支出額 積算内訳	対象経費支出額 金額(円)【b】	選定額(円)	備考	添付資料番号等
賃金・報酬・謝金						
会議費						
旅費						
需用費	消耗品費					
	印刷製本費					
	材料費					
	光熱水費					
	燃料費					
	修繕料					
役務費	通信運搬費					
	手数料					
	保険料					
委託料						
使用料及び賃借料					※宿泊施設借上に係る室料、有料施設等を除く	
備品購入費						
補助及び交付金						
往診等に要する経費						
		計				

小　計①		

別紙６（２）

②その他（医療従事者の宿泊施設借上げ費等）

対象経費	対象経費支出額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
	積算内訳	金額(円)【b】			
	小　計②				

別紙６_総事業費(A)	①+②		
別紙６_選定額　(D)	①+②		

別紙６（３）

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

品目	基準額			対象経費支出額				選定額(円)	備考	添付資料番号等
	員数	単価(円)	金額(円)【a】	規格	数量	単価(円)	金額(円)【b】	(a or b)		
新設・増設に伴う初度設備		133,000								
人工呼吸器及び付帯する備品		5,000,000								
個人防護具		3,600								
簡易陰圧装置		4,320,000								
簡易ベッド		51,400								
体外式膜型人工肺及び付帯する備品		21,000,000								
簡易病室及び付帯する備品										
				別紙６_総事業費(A)						
				別紙６_選定額　(D)						

別紙６（４）

帰国者・接触者外来等設備整備事業

品目	基準額			対象経費支出額				選定額(円)	備考	添付資料番号等
	員数	単価(円)	金額(円)【a】	規格	数量	単価(円)	金額(円)【b】	(a or b)		
ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機		905,000								
ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション		205,000								
個人防護具		3,600								
簡易ベッド		51,400								
簡易診察室及び付帯する備品										
				別紙６_総事業費(A)						
				別紙６_選定額　(D)						

別紙６（５）

感染症検査機関等設備整備事業

品目	対象経費支出額				備考	添付資料番号等
	規格	数量	単価(円)	金額(円)【b】		
次世代シークエンサー						
リアルタイムＰＣＲ装置						
等温遺伝子増幅装置						
全自動化学発光酵素免疫測定装置						
		別紙６_総事業費(A) 別紙６_選定額　(D)				

別紙６（６）

感染症対策専門家派遣等事業

対象経費		対象経費支出額		備考	添付資料番号等
		積算内訳	金額(円)【b】		
賃金・報酬・謝金					
時間外勤務手当					
特殊勤務手当					
会議費					
旅費					
需用費	消耗品費				
	印刷製本費				
	材料費				
	光熱水費				
	燃料費				
	修繕料				
役務費	通信運搬費				
	手数料				
	保険料				
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
補助及び交付金					
		別紙６_総事業費(A) 別紙６_選定額　(D)			

別紙６（７）

新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

対象経費	従事者数	延べ時間数	基準額		対象経費支出額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
			単価(円)	金額(円)【a】	単価(円)	金額(円)【b】	(a or b)		
医師			7,550						
医師以外の医療従事者			2,760						
医師 （重点医療機関に派遣する場合）			15,100						
医師以外の医療従事者 （重点医療機関に派遣する場合）			5,520						
医師以外の医療従事者 （令和３年８月19日以降に重点医療機関に派遣する場合）			8,280						
看護職員 （重点医療機関に新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する看護職員を派遣する場合）			8,280						
				別紙６_総事業費(A)					
				別紙６_選定額　(D)					

別紙６（８）

DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業

①医療チーム派遣経費

対象経費	従事者数	延べ時間数	基準額		対象経費支出額		選定額(円) (a or b)	備考	添付資料番号等
			単価(円)	金額(円)【a】	単価(円)	金額(円)【b】			
医師			7,330						
医師以外の医療従事者			2,760						
業務調整員			1,360						
医師 （令和３年８月16日以降に臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーションに派遣する場合）			15,100						
医師以外の医療従事者 （令和３年８月16日以降に臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーションに派遣する場合）			5,520						
業務調整員 （令和３年８月16日以降に臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーションに派遣する場合）			3,120						
医師 （重点医療機関に派遣する場合）			15,100						
医師以外の医療従事者 （重点医療機関に派遣する場合）			5,520						
医師以外の医療従事者 （令和３年８月19日以降に重点医療機関に派遣する場合）			9,280						
業務調整員 （重点医療機関に派遣する場合）			3,120						
看護職員 （重点医療機関に新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する看護職員を派遣する場合）			9,280						
				小計①					

②医療チーム活動費

対象経費		対象経費支出額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
		積算内訳	金額(円)【b】			
賃金・報酬・謝金						
旅費						
需用費	消耗品費					
	材料費					
	燃料費					
	食糧費					
役務費	通信運搬費					
	手数料					
	保険料					
委託料						
使用料及び賃借料						
補助及び交付金						
		小計②				

別紙６ 総事業費(A)		
別紙６ 選定額 (D)		

別紙６（9）

新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業

対象経費	従事者数	延べ時間数	基準額		対象経費支出額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
			単価(円)	金額(円)【a】	単価(円)	金額(円)【b】	(a or b)		
医師			7,550						
薬剤師			2,760						
医師 （重点医療機関に派遣する場合）			15,100						
薬剤師 （重点医療機関に派遣する場合）			5,520						
薬剤師 （令和３年８月19日以降に重点医療機関に派遣する場合）			8,280						
				別紙６_総事業費(A)					
				別紙６_選定額　(D)					

別紙６（10）

新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業

品目	基準額			対象経費支出額				選定額（円）	備考	添付資料番号等
	員数	単価（円）	金額（円）【a】	規格	数量	単価（円）	金額（円）【b】	（a or b）		
【医療機関】ＨＥＰＡフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）		905,000	905,000						※購入額の1/2を補助	
【薬局】ＨＥＰＡフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）		905,000							※購入額の1/2を補助	
消毒費用等			600,000						※購入額の1/2を補助	
				別紙６_総事業費（A）						
				別紙６_選定額　（D）						

別紙６（11）

医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

対象経費	対象経費支出額		備考	添付資料番号等
	積算内訳	金額(円)【b】		
備品購入費				
補助及び交付金				
	別紙６_総事業費(A) 別紙６_選定額　(D)	0		

別紙６（12）

新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

品目	基準額			対象経費支出額				選定額(円)	備考	添付資料番号等
	員数	単価(円)	金額(円)【a】	規格	数量	単価(円)	金額(円)【b】	(a or b)		
超音波画像診断装置		11,000,000								
血液浄化装置		6,600,000								
気管支鏡		5,500,000								
ＣＴ撮影装置等 (画像診断支援プログラム含む)		66,000,000								
生体情報モニタ		1,100,000								
分娩監視装置		2,200,000								
新生児モニタ		1,100,000								
				別紙６_総事業費(A)						
				別紙６_選定額　(D)						

別紙６（13）

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

①設備整備等事業

品目	基準額			対象経費支出額				還定額(円)	備考	添付資料番号等
	員数	単価(円)	金額(円)【a】	規格	数量	単価(円)	金額(円)【b】	(a or b)		
新設・増設に伴う初度設備		133,000								
個人防護具		3,600								
簡易陰圧装置		4,320,000								
簡易ベッド		51,400								
簡易診療室及び付帯する備品										
ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）		905,000								
ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション		205,000								
消毒経費										
疑い患者の診療に要する備品（救急医療を担う医療機関）		300,000								
疑い患者に使用する保育器（周産期医療又は小児医療を担う医療機関）		1,500,000								
		1,500,000								
					別紙６_総事業費(A)					
					別紙６_還定額　(D)					

別紙６（14）

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業

①入院医療機関

対象経費		対象経費支出額		選定額（円）	備考	添付資料番号等
		積算内訳	金額（円）【b】			
賃金・報酬・謝金						
会議費						
旅費						
需用費	消耗品費					
	印刷製本費					
	材料費					
	光熱水費					
	燃料費					
	修繕料					
	医薬材料費					
役務費	通信運搬費					
	手数料					
	保険料					
委託料						
使用料及び賃借料						
備品購入費						
補助及び交付金						
		計				

②軽症者等の療養体制の確保に係る経費

対象経費		対象経費支出額		選定額(円)	備考	添付資料番号等
		積算内訳	金額(円)【b】			
賃金・報酬・謝金						
会議費						
旅費						
需用費	消耗品費					
	印刷製本費					
	材料費					
	光熱水費					
	燃料費					
	修繕料					
	医薬材料費					
役務費	通信運搬費					
	手数料					
	保険料					
委託料						
使用料及び賃借料						
備品購入費						
補助及び交付金						
	計					

別紙６_総事業費(A)		
別紙６_選定額　(D)		

別紙６（15）

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

医療従事者等派遣事業費

対象経費	従事者数	延べ時間数	基準額		対象経費支出額		選定額（円）	備考	添付資料番号等
			単価（円）	金額（円）【a】	単価（円）	金額（円）【b】	（a or b）		
医師			7,550						
医師以外の医療従事者			2,760						
				対象経費①					
				小計①					

② その他経費（市町村の補助金交付事務に係る委託料・事務費）

対象経費		対象経費支出予定額		備考	添付資料番号等
		積算内訳	金額（円）【b】		
賃金・報酬・謝金					
会議費					
旅費					
需用費	消耗品費				
	印刷製本費				
	材料費				
	光熱水費				
	燃料費				
役務費	通信運搬費				
	手数料				
	保険料				
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
補助及び交付金					
		小計②			

総事業費計別紙6（A）	
合計（①＋②）別紙6（D）	

別紙６（16）　　新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

① 接種会場の設置、運営に係る経費

対象経費		対象経費支出額		備考	添付資料番号等
		積算内訳	金額(円)		
賃金・報酬・謝金					
会議費					
旅費					
需用費	消耗品費				
	印刷製本費				
	材料費				
	光熱水費				
	燃料費				
	修繕料				
役務費	通信運搬費				
	手数料				
	保険料				
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
補助及び交付金					
		別紙６_総事業費　(A)			

② 接種会場の設置、運営に係る経費の上限額

対象経費	接種回数(a)	基準額(b)	選定額(円)	備考	添付資料番号等
		単価(円)	(a×b)		
接種会場の設置、運営に係る経費		1,000			
		別紙６_選定額　(D)			

医療機関向け

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の申請（令和３年10月以降）について

標記の補助金については、これまで令和３年９月30日までを対象期間として申請を受け付けてきましたが、このたび令和３年12月31日までを対象期間とする申請の受け付けを開始いたしますので、この交付制度の活用を希望する団体にあっては、次のとおり申請書等を提出くださるようお願いいたします。

１　対象事業及び実施者

交付要綱別表１のとおり。

２　対象となる期間

令和３年４月１日～令和３年12月31日

※国の財政措置を踏まえ、令和３年12月末までが対象です。

３　申請書の提出期限

令和３年11月10日（水）（必着）

※申請受付後、順次審査を行い、交付決定を行います。

※今年度の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）は、原則、実績に応じた精算払いを基本としますが、希望により概算払いを行います。

※概算払いの場合は交付決定後の支払いとなります。なお、発熱診療等医療機関については、事業区分（４）「帰国者・接触者外来等設備整備事業」のみを申請する場合は概算払いの対象としません。（概算払いが必要な場合は個別にご相談ください。）

４　提出書類

(1) 連絡票

(2) 第１号様式「令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）事業実施計画」

(3) 別紙１「令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画」

(4) 別紙２「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）事業実施額内訳書」

(5) 第２号様式「令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付申請書」

※これまでに補助金の交付決定を受けている場合は、既交付決定額を変更する形になりますので、新規交付申請ではなく変更交付申請としてご提出いただきますようお願いいたします。（記載例をご覧ください。）

(6) 別紙３「令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医

療分）に関する事業実施計画（個票）」
※該当する事業区分ごとにそれぞれ作成してください。
(7) 別紙４(１)～(14)
※該当する事業区分ごとにそれぞれ作成してください。
(8) 第９号様式「役員等氏名一覧表」
※これまでに申請されている団体で、役員等の変更がない場合、提出不要です。
(9) 歳入歳出予算書抄本
(10) 補助対象に係る見積書、カタログ、その他各様式で求めている根拠資料等
(11) 事前着手届　※これまでに補助金の交付決定を受けている場合、提出不要です

5　留意事項

（１）今年度の補助事業は、国の財政措置を踏まえ、令和３年 12 月 31 日までが対象です。令和４年１月以降の対応については、国において、今後の感染状況等を踏まえて検討することとしています。

（２）事業区分ごとに申請できる医療機関の要件がありますので、交付要綱別表１をご確認ください。

（３）昨年度（令和２年度）と異なり、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」には「支援金」がありません（設備整備事業のみ）ので申請の際はご注意ください。

（４）今年度から、申請書等への押印は不要となります。

（５）本補助金は、国費を活用した事業となるため国の会計検査の対象となりますので、証拠書類等は、５年間保管してください。
　また、会計検査に際しては、必要に応じて現地調査や証拠書類の検査等が行われますので、ご協力をお願いします。

（６）病床確保料の補助金は、別途ご案内している「令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金」交付要綱により、申請の受付を行います。

（７）様式等のデータは、県ウエブサイトからダウンロードが可能です（検索：神奈川県　緊急包括支援補助金）。

6　提出先

以下へ郵送してください。

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通１

宛先：神奈川県　医療危機対策本部室　調整グループ交付金担当

問合せ先
医療危機対策本部室 調整グループ 交付金担当
電話　045-285-0646
メールアドレス　iryoukiki.chousei.7c7n@pref.kanagawa.jp

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金のご案内

神奈川県

1　対象事業（医療機関向け）

令和３年10月時点

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
（２）新型コロナウイルス感染症対策事業	医療従事者の宿泊施設確保等	①神奈川モデル認定医療機関（県認定要綱⑦に該当する医療機関は除く） ②その他知事が認める者＊注１	医療危機対策本部室調整グループ 045-285-0646
（３）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	感染患者等入院医療機関の設備整備	①神奈川モデル認定医療機関（県認定要綱⑦に該当する医療機関は除く） ②その他知事が認める者＊注１	医療危機対策本部室調整グループ 045-285-0646
（４）帰国者・接触者外来等設備整備事業	疑い患者等を診察する外来の設備整備	①帰国者・接触者外来 ②発熱診療等医療機関 ③外来でカクテル療法を行う医療機関	医療危機対策本部室調整グループ 045-285-0646
（５）感染症検査機関等設備整備事業	検査に必要な機器	①政令市 ②県や市と検査委託の契約を締結している機関	医療危機対策本部室感染症対策グループ 045-210-4791

＊注１：基本的には、神奈川モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院など、あらかじめ県の依頼に基づき患者の受入れ、病床確保等を行う医療機関を想定

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金のご案内

神奈川県

1　対象事業（医療機関向け）

令和３年10月時点

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
（7）新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	医師等を派遣する医療機関等の派遣経費を補助	①政令市 ②その他知事が認める者（医師の派遣を行う医療機関）＊注２	医療危機対策本部室調整グループ 045-285-0075
（8）DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	医師等を派遣する医療機関等の派遣経費を補助	①市町村 ②その他知事が認める者（医師の派遣を行う医療機関）＊注３	医療危機対策本部室調整グループ 045-285-0075
（9）新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	かわりの医師を派遣する医療機関の派遣経費を補助	①市町村 ②その他知事が認める者（医師の派遣を行う医療機関）	医療危機対策本部室調整グループ 045-285-0075
（10）新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	休業等となった医療機関に、空気清浄機、消毒経費を補助 ※事業者負担1/2	①市町村 ②その他知事が認める者（感染症患者が発生し、休業又は診療縮小をした医療機関）	医療危機対策本部室調整グループ 045-285-0075

＊注２：新型コロナウイルス感染症重症患者の治療に必要な医療機器を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者の派遣を行う医療機関

＊注３：クラスターが発生した医療機関等に対して医師・看護師等を派遣する医療機関等

○　今回の補助事業は、国の財政措置を踏まえ、令和３年４月～12月分が対象です。
○　病床確保料は、別途ご案内する「令和３年度神奈川県新型コロナウイルス患者等受入病床確保事業補助金」にて申請が可能です。

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金のご案内

神奈川県

1　対象事業（医療機関向け）

令和３年10月時点

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
（11）医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	多言語の看板や電光掲示板等の医療機関内での整備を支援	①県が選出する「外国人患者受入拠点医療機関」であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関として知事が認める者	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0075
（12）新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	重点医療機関等が行う高度医療向けの設備整備補助	①神奈川モデル認定医療機関の高度、重点、協力病院Ａ＊注４ ②その他知事が認める者＊注５	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0646
（13）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	設備整備等補助 ※令和２年度にあった「支援金」はありません	①市町村 ②疑い患者受入れのため県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療機関	医療危機対策本部室 感染症対策グループ 045-210-5144
（14）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業	外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備するために必要な経費	①政令市 ②新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、県が選出する「外国人患者受入拠点医療機関」	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0646

＊注４：協力病院Ａのうち、県認定要綱⑤に該当する医療機関
＊注５：体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等への高度な医療を提供する医療機関

神奈川モデル認定医療機関と国の指定要件との関係

神奈川県

神奈川モデル認定医療機関 ・高度医療機関 ・重点医療機関 ・協力病院Ａ （県認定要綱⑤に該当）	**国の重点医療機関の指定要件を満たす** ●病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者用の病床を確保 ※看護体制の１単位をもって病棟として取り扱う。（診療報酬上の考え方） ※ただしICU等の場合、同日中に一般患者を診療しない体制であれば可 ●確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能	事業区分 (2) (3) (12)
神奈川モデル認定医療機関 ・協力病院Ａ （県認定要綱①②に該当）	**国の協力医療機関の指定要件を満たす** ●新型コロナ感染症疑い患者専用の個室を確保 ●病床は個室であり、トイレやシャワーなど他の患者と独立した動線 ●確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能	事業区分 (2) (3)
協力病院Ａ（県認定要綱⑥に該当）、協力病院Ｂ（県認定要綱③④に該当）、その他の医療機関（知事が認める者）	**国の重点医療機関及び協力医療機関の指定外** ※病床確保料については対象外 但し、協力病院Ａ（県認定要綱⑥に該当）は病床確保料の対象	
協力病院Ｂ（県認定要綱⑦に該当）	**国の重点医療機関及び協力医療機関の指定外** ※病床確保料については対象外	事業区分 (4)

協力病院Ａ
- ○新型コロナ感染症検査結果は不明の疑似症患者の受入れ（神奈川モデル医療機関認定要綱第４条第２項①該当）
- ○新型コロナ感染症検査は未実施の疑い患者の受入れ（同②該当）
- ○新型コロナ感染症患者だが、新型コロナ感染症以外の疾患が悪化した患者の受入れ（同⑤該当）
- ○抗体カクテル療法の施行を行うために確保した専用病床において適応患者の短期入院の受入れ（同⑥該当）

協力病院Ｂ
- ○重点医療機関が診療できない新型コロナ感染症以外の患者受入れ（同③該当）
- ○重点医療機関等において、厚生労働省通知に定める退院基準を満たした患者の受入れ（同④該当）
- ○外来で抗体カクテル療法の施行を行う（同⑦該当）

病床確保料は別途ご案内の「受入病床確保事業」補助金にて補助

指定要件の詳細は、要綱別添「神奈川モデルにおける重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について」参照

なお、神奈川モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院など、あらかじめ県の依頼に基づき患者の受入れ、病床確保等を行う医療機関については、実態に応じて(2)、(3)、(12) を可とする。（事前に県にご相談ください。）

発熱診療等医療機関の事業区分（４）への申請について

神奈川県

1　補助対象設備及び上限額

対象設備	上限額
ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	１施設当たり 905,000 円
ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション	１台当たり 205,000 円
簡易ベッド	１台当たり 51,400 円
簡易診療室※及び付帯する備品	実費相当額

※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室

※**個人防護具**については、令和３年９月28日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制について」において、「『診療・検査医療機関』に検査に必要な個人防護具（PPE）が行き渡るよう、国からの配布支援を行う」とされていることから、原則、補助対象とはしません。ただし、既に10月以降分を購入をしている場合は、補助対象となりますので申請できます。

2　その他

- 空気清浄機、パーテーションを申請する場合は、設置場所の図面を添付してください。
- 他の補助金で申請しているものについては重複して申請できません。
- 発熱診療等医療機関で事業区分（４）のみを申請する場合、概算払いの対象とはなりません。（精算払いのみ。なお、概算払いが必要な場合は個別にご相談ください。）

院内感染によりクラスターが発生した医療機関等への支援等について

神奈川県

令和２年12月14日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の院内感染によりクラスターが発生した医療機関等への財政的な支援及び医師・看護師等派遣の支援について」においてご案内のとおり、次の財政的支援が受けられます。

対象経費	内容	対象事業
重点医療機関の病床確保料	クラスター発生時の空床や休止病床について重点医療機関の空床確保の補助対象とすることが可能です。	・新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業
感染拡大防止等支援	院内等での感染拡大を防ぎながら必要な医療を提供するための診療体制確保等に要する費用が補助対象となっており、消毒・清掃・リネン交換等の委託料、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入費等に活用することが可能です。	・令和３年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金 【Ｐ９参照（国直接補助金）】 終了しました
消毒支援	消毒経費が補助対象となっており、消毒経費の補助を行うことが可能です。	・新型コロナウイルス感染症対策事業 ・新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業
医師・看護師等派遣の支援	クラスターが発生した医療機関等に対して医師･看護師等を派遣する医療機関等に補助を行うことが可能です。	・DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業

スケジュール

神奈川県

●今年度は、原則、概算払いは行わず、実績に応じた精算払いを行います（希望により概算払可）。
●申請書の送付は、11月10日（水）までにお願いします（当日必着）。

月	スケジュール	
10月	申請受付開始	受付後、順次 ①審査 ②交付決定
11月	11月10日（水）交付申請受付〆	
12月	12月28日（火）までに交付決定	

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、第７号様式によりすみやかに、遅くとも令和５年６月30日までに県に報告（補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還）

その他の医療機関への支援（国から該当する医療機関に直接交付）

神奈川県

下記の事業は、国から該当する医療機関に直接支給される交付金です。
交付を希望される医療機関は、期限までに国の指定する宛先へ直接、申請をしてください。
厚生労働省Webサイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_6

事業名	対象医療機関	申請期限
令和３年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金	院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関	令和３年11月１日（予定）から 令和４年１月31日
令和３年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業	県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う次のいずれかの保険医療機関等 ①神奈川モデル重点医療機関等 ②帰国者・接触者外来設置医療機関 ③地域外来・検査センター及び地域外来・検査センターに出務する医療従事者の勤務先 ④発熱診療等医療機関（国の呼称は「診療・検査医療機関」）	令和４年２月26日（当日消印有効）

その他の医療機関への支援（国から該当する医療機関に直接交付）

神奈川県

下記の事業は、国から該当する医療機関に直接支給される交付金です。
交付を希望される医療機関は、期限までに国の指定する宛先へ直接、申請をしてください。
厚生労働省Webサイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_6

事業名	対象医療機関	申請期限
令和３年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金	①令和２年度に補助を受けていない医療機関等 （ⅰ）発熱診療等医療機関（国の呼称は「診療・検査医療機関」） （ⅱ）医療機関・薬局等 （ⅲ）「令和２年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関 ② 令和２年度に補助を受けた医療機関 同補助金の申請日以降に新たに診療・検査医療機関（仮称）の指定を受けた医療機関であって、同補助金の補助基準額（上限額）が100万円より低い医療機関	令和３年９月30日 （当日消印有効） 終了しました
令和３年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業	県から新型コロナウイルス感染症患者等の受入病床を割り当てられた医療機関 （神奈川モデル高度医療機関、重点医療機関及び重点医療機関協力病院Ａ（神奈川モデル医療機関認定要綱第４条第２項①、②又は⑤のいずれかに該当））	令和３年９月30日 （必着） 終了しました

令和３年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）

連絡票

医療機関名		必須
連絡先	担当者所属	必須
	担当者名	必須
	電話番号	必須
	ＦＡＸ番号	
	メールアドレス	必須

※申請書類の内容確認などで連絡することがあります。
書類の作成者など、申請内容の確認ができる方の連絡先を記載ください。

申請の区分（新規又は変更） ※プルダウンで選択	新規	必須

補助金の交付申請に必要な書類は次の様式です。
申請書類の確認に使用してください。

項目	確認内容	チェック
第１号様式 （事業実施計画）		
別紙１		
別紙２		
第２号様式 （交付申請書）		
別紙３	各事業（１～14）ごとに作成してください	
別紙４	別紙３と別紙４はセットです	
第９号様式 （役員等氏名一覧表）	新規申請の場合、必須です 変更申請の場合、役員等の変更がなければ不要です	
予算抄本		
補助対象に係る見積書など		
事前着手届	未提出の場合、提出が必要です	

※申請書等は、原則、押印不要です。